熊本市公報

第1387号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局総務厚生課 発行日 毎月 15日・末日

目 次

条 例	
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第 52 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1455
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例(条例第 53 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1456
○熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(条例第 54 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1459
○熊本市植木文化ホール条例(条例第 55 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1461
○熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(条例第56号)	1467
○熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防	
のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第57号)	1482
○熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(条例第58号)	1499
○薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第59号)	1501
○熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第 60 号)	1502
○熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第61号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1509
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
(条例第 62 号) ·····	1533
○熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条	
例(条例第63号)	1536
○熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (条例第 64 号) ···································	1550
○熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(条例第 65 号) ···································	1576
○江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例(条例第66号)…	1578
○熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例(条例第67号)	1582
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例(条例第 68 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1590
<u> </u>	
規 則 	
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 92 号)	1591
○熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則(規則第 93 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1592
訓令	
○熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令(訓令第 14 号)	1606
	1608

○あわせ産廃に関する事項の変更(告示第686号)	1640
○熊本市要保護児童対策地域協議会要綱の改正(告示第 687 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1641
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関	
(精神通院医療)の指定(告示第 688 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1641
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定(告示第 689 号)	1642
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(告示第 690 号) ···································	1642
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定共同生活援助事業の指定廃止(告示第691号)	1643
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労移行支援事業の指	1045
定廃止(告示第 692 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1643
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護、重度訪問介	
護、同行援護事業の指定廃止(告示第 693 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1644
○市道の区域変更(告示第 694 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1644
○市道の供用開始(告示第 695 号)	1644
○市道の区域変更(告示第 696 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1645
○市道の供用開始(告示第 697 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1645
○放置自転車の移動及び返還(告示第 698 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1645
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物(告示第699号)	1646
○交付要求通知書の公示送達(告示第 700 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1647
○納期限変更告知書の公示送達(告示第 701 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1647
○身体障害者福祉法による医師の指定(告示第 702 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1648
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関	
(育成医療・更生医療) の指定及び変更(告示第 703 号)	1648
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定就労継続支援A型	
事業者の指定廃止(告示第 705 号)	1649
○市道の認定(告示第 706 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1649
○市道の廃止(告示第 707 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1653
○市道の区域決定(告示第 708 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1654
○市道の供用開始(告示第 709 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1658
○放置自転車の売却等(告示第 711 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1660
○放置自転車の売却等(告示第 712 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1660
○平成26年度介護保険料納付通知書の公示送達(告示第 713 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1660
○平成26年度市県民税納税通知書の公示送達(告示第 714 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1661
○放置自動車の移動及び返還(告示第 715 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1661
○平成24年度、平成25年度及び平成26年度国民健康保険料督促状の公示送達(告示第 716 号)	1661
○平成26年度介護保険料督促状の公示送達(告示第 717 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1662
○平成25年度及び平成26年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達(告示第 718 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1662
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 719 号)	1663
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関	
(育成医療・更生医療)の告示内容の修正(告示第 720 号)	1663

公 告	
○開発行為に関する工事の完了(公告第695号)	1664
○開発行為に関する工事の完了(公告第696号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1664
○都市公園の区域変更(公告第 698 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1664
○大規模小売店舗立地法による変更届出(公告第 699 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1665
○開発行為に関する工事の完了(公告第 700 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1666
○開発行為に関する工事の完了(公告第 701 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1666
○開発行為に関する工事の完了(公告第 702 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1667
○財政の健全性に関する比率等(公告第703号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1667
○開発行為に関する工事の完了(公告第 704 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1668
○都市公園の供用開始(公告第 721 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1668
○開発行為に関する工事の完了(公告第722号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1668
○開発行為に関する工事の完了(公告第725号)	1669
○平成26年度熊本市保育所設置認可に係る追加募集要領(公告第726号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1669
○平成26年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧(公告第737号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1670
○差押財産の公売(公告第 738 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1670
交通局	
○熊本市電 I Cカード取扱規程の一部の施行期日を定める規程(交通局規程第 18 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1672
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(上下水道局告示第67号)	1672
○排水設備指定工事店の指定(上下水道局告示第 68 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1673
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 69 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1673
○排水設備指定工事店の指定(上下水道局告示第 70 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1673
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第 71 号)	1674
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 72 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1674
病院局	
○市有地の公売(病院局公告第 32 号)	1674
○熊本市職員採用選考試験案内(学芸員)(教委公告第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1675
—————————————————————————————————————	
○農業委員会総会の開催(農委公告第 10 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1675

条 例

条 例 第 52 号 平成26年10月7日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中70の項を71の項とし、19の項から69の項までを1号ずつ繰り下げ、 18の項の次に次のように加える。

	+ =	熊本市障がい	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
		者相談支援事	支援するための法律(平成17年法律第
1.0		業受託事業者	123号)第77条第1項第3号の規定に
1 9	市長	選考委員会	より本市が実施する熊本市障がい者相談支
			援事業に係る受託事業者の選考について審
			議する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 53 号 平成26年10月7日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例(昭和37年条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 避難管理等(第35条~第42条の2)

を

「第5章 避難管理等(第35条~第42条の2)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の3・第42条の4)」 に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

- 第42条の3 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、 当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催す る者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
- 3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を 当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

- 第42条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、 速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指 定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防 火担当者を定めた後遅滞なく)、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作 成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。
 - (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。
 - 第49条に次の1号を加える。
 - (4) 第42条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理 人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑 者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについ ては、この条例による改正後の熊本市火災予防条例第42条の3及び第42条の4 の規定は、適用しない。

条 例 第 54 号 平成26年10月7日

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例(平成4年条例第38号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1に次のように加える。

熊本市杉上地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町高476番地1
熊本市桜木東地域コミュニティセンター	熊本市東区花立6丁目17番43号
熊本市大和地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町大和70番地
	2 2
熊本市田迎地域コミュニティセンター	熊本市南区出仲間8丁目1番16号
熊本市桜井地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町滴水2190番地
	2
熊本市田原地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町富応1578番地
熊本市田底地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町正清536番地
熊本市山本地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町内1449番地

附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市杉上地域コミュニティセンタ
 - 一、熊本市桜木東地域コミュニティセンター、熊本市大和地域コミュニティセンタ
 - 一、熊本市田迎地域コミュニティセンター、熊本市桜井地域コミュニティセンター、

熊本市田原地域コミュニティセンター、熊本市田底地域コミュニティセンター及び
熊本市山本地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、
この条例の施行の日前においても行うことができる。

条 例 第 55 号 平成26年10月7日

熊本市植木文化ホール条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市植木文化ホール条例

(設置)

第1条 市民に芸術文化活動及び交流の場を提供することにより、芸術文化の振興及 び市民の福祉の向上を図るため、熊本市植木文化ホール(以下「文化ホール」とい う。)を設置する。

(位置)

第2条 文化ホールは、熊本市北区植木町岩野238番地1に置く。

(使用許可)

- 第3条 文化ホールの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)
- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化ホールの施設 等の使用を許可しないことができる。
 - (1) 文化ホールの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (3) 文化ホールの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (5) 文化ホールの管理上支障があるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適当であるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化ホールの施設 等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができ る。
 - (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
 - (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 文化ホールの施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が前項の 規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。 (使用料)
- 第6条 文化ホールの施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。
- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

- 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。
 - (2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。
 - (3) 市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(入館の禁止等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は文化ホール からの退場を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
 - (2) 文化ホールの秩序を乱すと認められる者 (施設等の変更の禁止)

第9条 使用者は、文化ホールの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

- 第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に文化ホールの施設等を使用して はならない。
- 2 使用者は、文化ホールの施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸して はならない。

(保安の責任)

第11条 使用者は、使用期間中の入場者の整理及び警備、文化ホールの施設等の操作及び使用その他文化ホールの保安に関する責任を負うものとする。

(文化ホールの職員の指示等)

- 第12条 使用者は、文化ホールの施設等の使用に当たっては、文化ホールの職員の 指示に従わなければならない。
- 2 使用者は、使用中の施設に文化ホールの職員が職務執行のため立ち入ろうとする ときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、文化ホールの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第5条第1項の規定による使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、文化ホールの使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に旧植木町文化ホール規則(平成22年植木町合併特例区 規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規 定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧植木町文化ホール規則の規定により使用の許可を受け ている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第6条関係)

施設使用料

	使用時間区分	午前	午後	夜間	
		午前9時から	午後1時から	午後6時から	
		正午まで	午後5時まで	午後10時ま	
施設名及び使用日				で	
ホール (舞台	平日	6,300円	8, 400 円	10,500円	
及びホワイ	土曜日、日曜	8, 400 円	10,500円	12,600円	
エを含む。)	日及び休日	0,400 🗇	10, 500	12,000	
	平日	3, 150 円	4, 200 円	6,300円	
舞台	土曜日、日曜	4 000 HI	5 050 H	7 250 HJ	
	日及び休日	4, 200 円	5, 250 円	7, 350 円	
楽屋		520 円	730 円	1,050円	
控室		310 円	520 円	840 円	
リハーサル室兼軽運動室		2,100円	2,620 円	3, 150 円	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 リハーサル室兼軽運動室の夜間の使用時間区分については、午後6時から午後8時まで、午後8時から午後10時までに更に区分して使用することができる。この場合において、それぞれの使用時間区分の使用料は、リハーサル室兼軽運動室の夜間の使用時間区分の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合に該当するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 4 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が2以

上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

5 第2項及び前項に規定する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。

別表第2 (第6条関係)

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
ホール (舞台及びホワイエを含む。)	1 時間につき 4,200 円
舞台	1 時間につき 2,100 円
楽屋	1 時間につき 210 円
控室	1時間につき 100円
リハーサル室兼軽運動室	1時間につき 630円

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算 する。

(2) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
舞台照明器具	5, 250 円
舞台音響器具	5, 250 円
舞台大小道具	10,500円
ピアノ等楽器	10,500円
その他の器具類	5, 250 円

条 例 第 56 号 平成26年10月7日

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針(第1条・第2条)
- 第2章 人員に関する基準(第3条・第4条)
- 第3章 運営に関する基準(第5条-第31条)
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)
- 第5章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件(第33条)

附則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。 以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な 限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ るように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応

じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(介護支援専門員の員数)

- 第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を 置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。た だし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従 事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成さ れるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又 はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介 護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒ん ではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、

その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介 護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利 用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかど うかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速 やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が 受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援 助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門 員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求 められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援 提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、その提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、 当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。
- 3 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう 努めなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した 日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継 続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければなら ない。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活 全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定す る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保険医療サービス又は福 祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め て居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
 - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提

供するものとする。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス 等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス 計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用 者の同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス 計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新 認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態 区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ 効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営む ことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所 を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとす る。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合 にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な 理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の 連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居 宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載 した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあ っては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護 支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専 門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと する。

(運営規程)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次 に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護 支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならな い。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の 機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有する とともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならな い。

(介護支援専門員の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更 に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき

旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等 を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第 1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密 着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者 に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関 して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すると ともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号 の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償 すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定 居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第14条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第14条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
 - (3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

(暴力団員等の排除)

第31条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、熊本市 暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる 者であってはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (準用)

第32条 第2条、第2章及び第3章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、 基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援 をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」 とあるのは「第32条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居 宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援 事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」 と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例 居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件 第33条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第30条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定中記録の保存に 関する部分については、完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適 用する。

条 例 第 57 号 平成26年10月7日

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針(第1条・第2条)
- 第2章 人員に関する基準 (第3条・第4条)
- 第3章 運営に関する基準(第5条-第30条)
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条-第33条)
- 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)
- 第6章 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件(第35条)

附則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に係る申請者の要件を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。 以下同じ。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常 生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(担当職員の員数)

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を 置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただ し、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事

業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらか じめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付 して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族 の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事

項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒ん ではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、 その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支 援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利 用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定 を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかど うかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速 やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が 受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援 助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定 介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならな い。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター 運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の 66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経 なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及 び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければな らないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する 介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなけ ればならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村(法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該 当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報 を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場 合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。 (利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)
- 第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定 を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近

の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけ ればならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護 給付等対象サービスをいう。以下同じ。)の利用に関する指示に従わないこと等 により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になっ たと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当 職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の 実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として 次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防 支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならな い。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有する とともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならな い。

(担当職員の健康管理)

第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、 必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、 必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする 場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に 関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべ き旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等 を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指

(記録の整備)

定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立て に関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関 して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すると ともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号 の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償 すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
- 第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に 関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画
 - イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

- ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録
- オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

(暴力団員等の排除)

第30条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、熊本市 暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる 者であってはならない。

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する 介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの 連携に十分配慮して行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、その提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、 当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。
- 4 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう 努めなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成 に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明

を行う。

- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者による サービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等 に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等 の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。
 - ア 運動及び移動
 - イ 家庭生活を含む日常生活
 - ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - 工 健康管理
- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者

が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、 それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、 指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目 標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サー ビス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施 状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に 応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調 整その他の便宜の提供を行うものとする。

- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったと きは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
 - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、 介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から の意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、 担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認 定を受けた場合
 - イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的 に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが 困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望す

る場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保 険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション 等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同 意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求 めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用 具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する

認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、 指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図 るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

- 第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できる よう次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
 - (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意 欲を高めるよう支援すること。
 - (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
 - (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる 行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
 - (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
 - (6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章(第26条第6項及び第7項を除く。)までの 規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護 予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中 「第18条」とあるのは「第34条において準用する第18条」と、第11条第1 項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画 費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指 定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準 該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条 第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件 第35条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第29条第2項(第34条において準用する場合を含む。)の規定中記録の保存に 関する部分については、完結の日が平成25年4月1日以後である記録について適 用する。

条 例 第 58 号 平成26年10月7日

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員等に関する 基準を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、熊本市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏ま えて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

- 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000 人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 は、次のとおりとする。
 - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第

- 140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をい う。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に 一の地域包括支援センターを設置することが必要であると熊本市地域包括支援セン ター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基 準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、そ れぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1、000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから
	1人又は2人
おおむね1,000人以上	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから
2,000人未満	2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職
	員とする。)
おおむね2,000人以上	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げ
3,000人未満	る者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項
	第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 第 59 号 平成26年10月7日

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例(平成12年条例第28号)の一部 を次のように改正する。

別表第1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律」に改める。

(熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市開発許可の基準等に関する条例(平成13年条例第53号)の一部を 次のように改正する。

別表第2の10の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年条例第89号)の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

条 例 第 60 号 平成26年10月7日

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業(法第6条の3 第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関 する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市長は、熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条に規定する熊本市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

- 第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営 を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者

においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 (放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人 の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者 及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事 業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その 結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。) の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分 な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

- 第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常 災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに 対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければ ならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育

成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」 という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放 課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支 援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)
- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後 児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人 を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助す る者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事 が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」と

いう。) であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学 校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて 卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは 体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する 事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各

号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 い。

(衛生管理等)

- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、 それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならな い。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況 を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ なければならない。

(苦情への対応)

- 第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条 に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる 限り協力しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(開所時間及び日数)

- 第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
 - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、

当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者 の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学 校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定の適用については、第9 条第2項中「1.65平方メートル」とあるのは「1.125平方メートル」と、 第10条第4項中「40人」とあるのは「60人」とする。
- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所のうち、前項に規定する基準により難いと認められるものについては、当分の間、市長が別に定める基準によるものとする。
- 第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の 規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成 32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

条 例 第 61 号 平成26年10月7日

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条-第22条)

第2章 家庭的保育事業 (第23条-第27条)

第3章 小規模保育事業

第1節 通則(第28条)

第2節 小規模保育事業A型(第29条-第31条)

第3節 小規模保育事業B型(第32条·第33条)

第4節 小規模保育事業C型(第34条-第37条)

第4章 居宅訪問型保育事業(第38条-第42条)

第5章 事業所内保育事業 (第43条-第49条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規 定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最 低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって

満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。) (以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、 かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保 育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、 心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市長は、熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条に規定する熊本市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と家庭的保育事業者等)
- 第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上 させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

- 第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一 人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者 及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努 めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を 公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、 第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、 法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければなら ない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用 乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

- 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
 - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を 行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
 - (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する 不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これ を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

- 第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの 事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなけ ればならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保 しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に 要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により 懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を 与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

- 第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それ らの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生 的な管理に努めなければならない。

(食事の提供)

- 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかか わらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項 に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に 搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その 管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理 業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、 献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による 必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、 回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達 の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食 事を提供すること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
 - (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業 (法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)又は 事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - (3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸 学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が山間のへき地 その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市 長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少な くとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和

- 33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、 当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳 幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24 条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家 庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

- 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たって の留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 (家庭的保育事業所等に備える帳簿)
- 第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況

を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。

(苦情への対応)

- 第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を 設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条 第6項の規定による措置に係る市町村(特別区を含む。)から指導又は助言を受けた 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第22条 家庭的保育事業者等及び家庭的保育事業所等の管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

- 第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。
 - (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
 - (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。
 - (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
 - (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に 実施すること。

(職員)

- 第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及 び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に は、調理員を置かないことができる。
 - (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下 同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修 を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が 認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和

23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、 家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を 提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、 保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模 保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

- 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児 室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。 次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
 - (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、 屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火 建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲 げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられ ていること。

階	区分	施設又は設備
2階	 常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第
		 123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構
		造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造
		の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
9 1 1	113713	3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
	XEL XIL / 13	3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		(関係) 関係 (関係) (関係) (関係) (関係) (関係) (関係) (関
		3 屋外階段
4 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
以上	m /11	3 項各号に規定する構造の屋内階段
の階		
マンが百		
	\m\ ## ==	構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第

1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1階から保育室等が設けられている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かっ て開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項 第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用 いるものその他有効に排煙することができると認めら れるものに限る。)を有する付室を通じて連絡すること とし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を 満たすものとする。)

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外 傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する 構造の屋外階段
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の 各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設 けられていること。
- エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該 調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防 炎処理が施されていること。

(職員)

- 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1 を加えた数以上とする。
 - (1) 乳児 おおむね3人につき1人
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)

には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都 道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保 育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業 務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施 設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) 乳児 おおむね3人につき1人
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

- 第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児 室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メー

トル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

- 第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただ し、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とす る。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

- 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
 - (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
 - (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46 条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
 - (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
 - (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
 - (5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳 幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用す

る。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市長が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	1 2 人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(設備の基準)

- 第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条、第47条及び附則第6条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所に

- は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を 設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号にお いて同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児1人につき4.95平方メートル以上、前 号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)に限る。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、 屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階 以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に 規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲 げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられ ていること。

階	区分		施設又は設備
2 階	常用	屋内階段	
		屋外階段	
	避難用	建築基準法施行	「令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定す	る構造の屋内階段
		待避上有効など	ジルコニー
		建築基準法第2	条第7号の2に規定する準耐火構造

		の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
以上		3項各号に規定する構造の屋内階段
の階		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する
		構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第
		1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の
		1階から保育室等が設けられている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かっ
		て開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項
		第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用
		いるものその他有効に排煙することができると認めら
		れるものに限る。)を有する付室を通じて連絡すること
		とし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を
		満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する
		構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の

各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

- エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該 調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを 不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故 を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

- 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上 とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1箇所につき2人を下回ることはで きない。
 - (1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業 所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について 準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保 育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型 事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」 とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

- 第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数 に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) 乳児 おおむね3人につき1人
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3

第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業 所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (準用)
- 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「訓理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)人

第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)ができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する 家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して 5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従 事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第36条の規定にかかわらず、施行日から 起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とするこ とができる。

(中心市街地の保育所型事業所内保育事業所の設備に関する特例)

第6条 認定中心市街地(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第16条第1項に規定する認定中心市街地をいい、中央区及び西区の区域内にあるものに限る。)の区域内の保育所型事業所内保育事業所について第44条の規定を適用する場合においては、当該保育所型事業所内保育事業所において保育所型事業所内保育事業を開始した日から起算して5年を経過する日の属する年度の3月31日までの間、同条第2号中「乳児1人につき4.95平方メートル以上、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上」と、同条第4号中「建物と同一敷地内又はこれに

隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)に限る。」とあるのは「付近にある屋
外遊戯場に代わるべき場所を含む。」とする。

条 例 第 62 号 平成26年10月7日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第105号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「(保育所を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

第20条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第45条第7号イの表中

Γ

避難用

建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

を

Γ

避難用

- 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外 傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する 構造の屋外階段

に改める。

第47条第2項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定

保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。 以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。) おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用 児」という。)おおむね20人につき1人以上)」及び「(認定保育所にあっては、短 時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人 以上)」を削る。

第51条及び第52条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

- 第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

条 例 第 63 号 平成26年10月7日

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

平成 26 年 10 月 31 日

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第 14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境にお いて、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身と もに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

- 第3条 市長は、熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条に規定する熊本市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第4条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原 則とする。

(職員の数等)

- 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、 指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置か なければならない。
- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

	園児の区分	員数
(1)	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2)	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3)	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4)	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応

じ定める数を合算した数とする。

- 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第105号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第46条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員

(設備の一般原則)

- 第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境 にこれを定めなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切 なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

- 第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- 2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建 て以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第45条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上

の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則とし て、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	1 8 0
2学級以上	320+100× (学級数-2)

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	330+30× (学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

- イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 (園舎に備えるべき設備)
- 第8条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の 保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただ し、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ 兼用することができる。
 - (1) 職員室
 - (2) 乳児室又はほふく室
 - (3) 保育室
 - (4) 遊戯室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所

- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第46条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室又はほふく室 次に掲げる面積を合算した面積
 - ア 4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - イ 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た 面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室

(園具及び教具)

- 第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。(教育及び保育を行う期間及び時間)
- 第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。) は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。) は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他 家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(心身の状況に応じた教育)

第11条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心 身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、

当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第14条 幼保連携型認定こども園の設置者及び園長は、熊本市暴力団排除条例(平 成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならな い。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第15条 児童福祉施設基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、 第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19 条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第7号、第46条(後段を除く。) 並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合に おいて、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福	読み替えられる字句	読み替える字句
祉施設基準条例の		
規定		
第4条の見出し及	最低基準	設備運営基準
び同条第2項		
第4条第1項	最低基準	熊本市幼保連携型認定こども
		園の学級の編制、職員、設備
		及び運営に関する基準を定め
		る条例で定める基準(以下こ
		の条において「設備運営基準」
		という。)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教
		育、保育等の総合的な提供の
		推進に関する法律第14条第
		6項に規定する園児(以下「園
		児」という。)
第5条第2項及び	児童の	園児の

第14条第5項		
第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教
		育、保育等の総合的な提供の
		推進に関する法律
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条並びに第	入所している者	園児
14条第2項及び		
第3項		
第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教
		育、保育等の総合的な提供の
		推進に関する法律第14条第
		1項に規定する園長(以下「園
		長」という。)
	入所中の児童等(法第33条	法第47条
	の7に規定する児童等をい	
	う。以下この条において同	
	じ。)に対し法第47条第1項	
	本文の規定により親権を行う	
	場合であって懲戒するとき又	
	は同条	
	その児童等	園児
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに認
		当する園児
	第9条	熊本市幼保連携型認定こども
		園の学級の編制、職員、設備

i	1	1
		及び運営に関する基準を定め
		る条例第15条第2項におい
		て読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の
		園児については、その保育。
		以下同じ。)並びに子育ての支
		援
	入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、当該措置又は助	教育及び保育並びに子育ての
	産の実施、母子保護の実施若	支援について、
	しくは保育の提供若しくは法	
	第24条第5項若しくは第6	
	項の規定による措置に係る	
第45条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の	耐火建築物
	3に規定する準耐火建築物	
	(同号口に該当するものを除	
	⟨∘)	
第45条第7号イ	施設又は設備	設備
第45条第7号ウ	施設及び設備	設備
第45条第7号力	乳幼児	園児
第46条	第14条第1項	熊本市幼保連携型認定こども
		園の学級の編制、職員、設備
		及び運営に関する基準を定め
		る条例第15条第1項におい
		て読み替えて準用する第14
		条第1項
1	ı	.

	幼児	園児
	乳幼児	園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する

認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所 で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配 置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定 にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第3条 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども 園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」 とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営 が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置して いる者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚 園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型 認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第3項	第15条第1項において読み	耐火建築物で、園児の待避上必
	替えて準用する児童福祉施設	要な設備を備える
	基準条例第45条第7号ア、イ	
	及びカに掲げる要件を満たす	
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちい	(1) 次の表の左欄に掲げる学
	ずれか大きい面積	級数に応じ、それぞれ同表の
	ア 次の表の左欄に掲げる	右欄に定める面積

I	Í	1
	学級数に応じ、それぞれ同	学級数 面積(平方メート
	表の右欄に定める面積	ル)
	学級数 面積(平方メー	2学級 330+30×
	トル)	以下 (学級数-1)
	2学級 330+30×	3学級 4 0 0 + 8 0 ×
	以下 (学級数-1)	以上 (学級数-3)
	3学級 400+80×	(子//// 3)
	以上 (学級数-3)	
	イ 3.3平方メートルに満	
	3歳以上の園児数を乗じ	
	て得た面積	
第8条第6項	次の各号に掲げる設備	乳児室又はほふく室
	当該各号に定める	次に掲げる面積を合算した
	(1) 乳児室又はほふく室 次	(1) 4.95平方メートルに
	に掲げる面積を合算した面	満1歳未満の園児数を乗じ
	積	て得た面積
	ア 4.95平方メートルに	(2) 3.3平方メートルに満
	満1歳未満の園児数を乗	1歳以上満2歳未満の園児
	じて得た面積	数を乗じて得た面積
	イ 3.3平方メートルに満	
	1歳以上満2歳未満の園	
	児数を乗じて得た面積	
	(2) 保育室又は遊戯室	
	1.98平方メートルに満2	
	歳以上の園児数を乗じて得	
	た面積	
L 2 施行日の前日に	 おいて現に保育所(その運営の9	L 主績その他により適正か運営が確

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定

こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	
	読み替える字句
第15条第1項において読み替	児童福祉施設基準条例
えて準用する児童福祉施設基準	
条例	
(1) 次の表の左欄に掲げる学	(1) 満3歳以上の園児数に応
級数に応じ、それぞれ同表の	じ、次条第6項の規定により
右欄に定める面積	算定した面積
学級数 面積(平方メート	
ル)	
1学級 180	
2学級 320+100	
以上 × (学級数-2)	
(1) 次に掲げる面積のうちい	(1) 3.3平方メートルに満
ずれか大きい面積	3歳以上の園児数を乗じて
ア 次の表の左欄に掲げる	得た面積
学級数に応じ、それぞれ同	
表の右欄に定める面積	
学級数 面積(平方メー	
トル)	
2 学級 3 3 0 + 3 0 ×	
以下 (学級数-1)	
3 学級 4 0 0 + 8 0 ×	
以上 (学級数-3)	
イ 3.3平方メートルに満	
3歳以上の園児数を乗じ	
て得た面積	
	 大の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 学級数 面積(平方メートル) 1学級 180 2学級 320+100 以上 ×(学級数-2) (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積ア次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 学級数 面積(平方メートル) 2学級 330+30×以下 (学級数-1) 3学級 400+80×以上 (学級数-3) イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じ

- 3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又はこれに隣接する敷地内に園庭(第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
 - (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 4 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第1項、第5項及び第7項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「園庭」とあるのは「園庭(これに代わるべき場所(公園等を除く。)を含む。第5項及び第7項において同じ。)」と、同条第5項中「隣接する敷地内」とあるのは「付近にある敷地内」とする。

条 例 第 64 号 平成26年10月7日

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第5条)

第2節 運営に関する基準(第6条-第35条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準(第36条・第37条)

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第38条)

第2節 運営に関する基準 (第39条-第51条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第52条・第53条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第9項 に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型 保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育 事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者 をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子 どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定 教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都 道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子 どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者及び管理者並びに特定地域型保育事業者及び特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の管理者は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第5条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法 第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数 を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同 項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子 計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要

事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書 を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又 は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当 該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってして はならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、 この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第7条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、 正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込

みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・ 保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域 型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第8条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条 第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなけ ればならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支 給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第 3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認)
- 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

- 第10条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子 どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況 等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、 当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に

規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する 費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費 用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係 る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならな い。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじ

め、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の 額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保 護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ 当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特 定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及 び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げ る事項
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の 規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関す る事項をいう。)
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第

- 63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大 臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同 号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければ ならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

- 第17条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第18条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

- 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (運営規程)
- 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第5条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たって の留意事項(第7条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第22条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を 提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育 を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提 供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第23条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育 施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第25条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33 条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講 じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育 て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供す る際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかな ければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就 学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施 設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・ 保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

- 第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子 ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において 「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を 記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容 を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的

な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第35条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備してお かなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 第13条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 第20条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し 特別利用保育を提供する場合には、熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第105号)で定める基準(保育所に係るものに 限る。)を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別 利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しな ければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもにあいては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類 に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育

事業等基準条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準 用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる 小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事 業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合 においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが 優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に

明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条 第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状 況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させる ための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者 に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により

特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に 代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用

地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が 定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定す る市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、 当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に 掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当 該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特 別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内 閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域 型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費 用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地 域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した 費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する 費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費 用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならな

い。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由につ いて書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文 書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係 る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を 行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果 を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第51条において準用する第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定地域型保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第40条第2項に規定する選考方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育 を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

- 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備して おかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - (2) 次条において準用する第13条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際し

て採った処置についての記録

(準用)

第51条 第9条、第10条、第13条、第15条、第18条から第20条まで及び 第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この 場合において、第15条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特 例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは、「地域型保育給付 費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項におい て同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家 庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第40条第2項及び第41条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家 庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合 には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第14条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」ともことし、第7条及び第8条の規定は適用しない。
- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所にお ける保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んで はならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場 合においては、当分の間、第14条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」 とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第 28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1 項第2号口(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項 第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超える ときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第 1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現 に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育 に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2 項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が 現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に 要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号口(1)に規定する内閣総 理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号口(2) に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第38条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以

上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59 条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができ ると市長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施 行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができ る。

条 例 第 65 号 平成26年10月7日

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。 (過料)
- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し10万円以下の過料を科する。
 - (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認 定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者
- 第3条 前条に規定する過料を徴収しようとする場合に発する納付書に記載される納付期限は、当該納付書を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

条 例 第 66 号 平成26年10月7日

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例 を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関す る条例

(目的)

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の趣旨にのっとり、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が一体となって江津湖地域における多様な生物、生態系等を保全し、もって都心部に残された市民の憩いの場であり、自然豊かで貴重な在来種が生息する江津湖地域を将来の市民へと継承することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 水前寺江津湖公園 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規 定する都市公園として熊本市が設置する水前寺江津湖公園 (熊本市動植物園の区 域その他の規則で定める区域を除く。) をいう。
 - (2) 江津湖地域 次に掲げる地域をいう。
 - ア 水前寺江津湖公園の区域
 - イ 水前寺江津湖公園の区域の周辺の水域で、規則で定める区域
 - (3) 外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)第2条第1項に規定する外 来生物をいう。

- (4) 特定外来生物等 次に掲げるものをいう。
 - ア 外来生物法第2条第1項に規定する特定外来生物
 - イ アに掲げるもののほか、江津湖地域の在来種を圧迫し、その生態系に影響を 与えるおそれがあると認められる外来生物で、規則で定めるもの
- (5) 指定外来魚 特定外来生物等のうち、オオクチバス、ブルーギルその他の規則で定める魚類をいう。
- (6) 事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 江津湖地域において活動を行う法人その他の団体及び事業を行う個人
- イ 江津湖地域に利害関係を有する法人その他の団体及び事業を行う個人 (市の責務)
- 第3条 市は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止し、良好な環境を確保するため、必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、特定外来生物等に関する市民意識の啓発に努めるものとする。 (市民及び事業者等の責務)
- 第4条 市民及び事業者等は、自らが江津湖地域における特定外来生物等による生態 系等に係る被害を発生させることのないよう行動するとともに、前条第1項の市が 実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(情報共有等)

- 第5条 市は、市民及び事業者等が一体となって江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止することができるよう、市民及び事業者等に対し、 江津湖地域における特定外来生物等に関する情報を積極的に提供するものとする。
- 2 市民及び事業者等は、江津湖地域において特定外来生物等を発見した場合は、市 に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による情報提供があったときは、その実態を調査し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に対する要請)

第6条 市長は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(接続する水域の管理者等に対する要請)

第7条 市長は、江津湖地域に接続する水域の管理者、占有者その他当該水域について権原を有する者に対し、指定外来魚の増殖の抑制のため、生息する個体数の低減及び生息域の拡大の防止等必要な措置をとることを要請することができる。

(熊本市都市公園条例の特例等)

- 第8条 水前寺江津湖公園のうち規則で定める区域において、指定外来魚の捕獲のために釣り(規則で定める方法によるものに限る。)を行う者については、熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)第4条第4号の規定中魚類に関する部分は適用しない。
- 2 前項の規定の適用を受ける者は、同項の規定に基づき魚類の捕獲等を行う場合は、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 指定外来魚以外の魚類を誤って捕獲した場合は、個体の生存に努め、速やかに 放流すること。
 - (2) 指定外来魚を捕獲したときは、当該指定外来魚を市が指定する回収箱等に投入する方法その他の規則で定める方法によってこれを取り扱うこと。
 - (3) 他の公園利用者等に危険を及ぼすおそれのある行為を行わないことその他の 規則で定める事項を遵守すること。

(指定外来魚の放流等の禁止)

- 第9条 何人も、江津湖地域において、指定外来魚を放流してはならない。
- 2 何人も、江津湖地域において一旦捕獲した指定外来魚を、いかなる場所において も再放流してはならない。

(助言又は指導)

- 第10条 市長は、第8条第2項及び前条の規定に反する行為をし、又はしようとしている者(以下「行為者」という。)に対し、助言又は指導を行うことができる。 (勧告)
- 第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該行 為者が正当な理由なくこれに応じないときは、当該行為者に対し、助言又は指導に 係る行為を行わないよう勧告を行うことができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、行為者が正当な 理由なく当該勧告に応じないときは、その事実及び次に掲げる事項を公表すること ができる。

- (1) 勧告に応じない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、 意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(熊本市環境審議会の意見の聴取)

第13条 市長は、第2条第2号イ、第4号イ又は第5号の規則の制定又は改廃の立 案をしようとする場合には、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 (委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則 で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 第 67 号 平成26年10月7日

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市農業集落排水処理施設条例(平成22年条例第73号)の一部を次のように 改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 除害施設 汚水による障害を除去するために必要な施設

第5条第2号中「排水設備」の次に「又はこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)」を加える。

第6条の見出し及び同条第1項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同項中「市長に申請し、」を「あらかじめ、市長が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の」に改め、同条第2項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の確認を受けた者は、遅滞なく排水設備等を設置しなければならない。 第7条を次のように改める。

(給水設備の届出等)

- 第7条 前条第1項の場合において、新設等を行おうとする排水設備等により水道水以外の水の使用による事業所等(事業所、工場、病院、学校、官公署等をいい、一般家庭を除く。以下同じ。)の汚水を農業集落排水処理施設に流入させるときは、排水設備等の新設等を行おうとする者は、当該水道水以外の水を使用するための設備について、市長が別に定めるところにより、当該排水設備等の新設等に関し同項の規定により申請を行う際に市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、市長が別に定めるところにより、

当該届出に係る水道水以外の水を使用するための設備を確認するものとする。

3 水道水以外の水を使用するための設備の新設等又は撤去を行った者は、当該水道 水以外の水を使用するための設備により給水された水の使用による汚水を農業集落 排水処理施設に流入させ、又は流入させていたときは、市長が別に定めるところに より、その工事が完了した日から14日以内に到達するように市長に届け出なけれ ばならない。

第8条の見出し及び同条中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第9条の見出し中「無断工事施工の」を「確認を受けないで排水設備等の新設等を行った」に改め、同条中「無断で排水設備を農業集落排水処理施設に接続した」を「第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った」に、「排水設備の」を「当該排水設備等の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による当該排水設備等の撤去、改修又は使用停止に要する費用は、当 該排水設備等の新設等を行った者が負担する。

第10条の見出し及び同条第1項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第 1項中「以内に」の次に「到達するように」を加え、同条第3項中「排水設備」を「排 水設備等」に改める。

第11条中「汚水による障害を除去するために必要な施設」を「除害施設」に改め、 同条の次に次の1条を加える。

(し尿の排除の制限)

第11条の2 使用者は、し尿を農業集落排水処理施設に排除するときは、水洗便所によって排除しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第12条第2項第2号、第13条第1項及び第2項中「排水設備」を「排水設備等」 に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 次条の規定により算定した使用料は、当該月の末日までに納入しなければならない。

第16条から第18条までを次のように改める。

(使用料の額)

第16条 使用料の額は、2月ごとの定例日(使用料の算定の基準日として市長があ

らかじめ定めた日をいう。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。以下同じ。)における使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)を第18条第1項、第4項又は第5項の規定により認定し、その認定した排除汚水量の2分の1相当量を1月の排除汚水量とみなして、当該定例日の属する月の翌月分及び翌々月分として、別表第2に定めるところにより汚水の種類に応じ算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(特別な場合における使用料の算定方法)

- 第17条 事業所等において、水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の使用 料の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 次条第1項第1号、第4項又は第5項の規定により認定した当該水道水の使用 による排除汚水量を基に算定した使用料の額
 - (2) 次条第1項第2号、第4項又は第5項の規定により認定した当該水道水以外の 水の使用による排除汚水量を基に算定した使用料の額
- 2 定例日間(一の定例日から次の定例日の前日までの間をいう。)に農業集落排水処理施設の使用を開始し、又はやめた(水道水の給水停止によるものを含む。)場合における別表第2に定める一般汚水に係る使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用日数が30日を超えない場合 次に掲げる額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - ア 基本使用料の額に使用日数を乗じて得た額を30で除して得た額
 - イ 従量使用料の額
 - (2) 使用日数が30日を超える場合 アに掲げる額とウに掲げる額とを合算した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)及びイに掲げる額とエに掲げる額とを合算した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額
 - ア 基本使用料の額
 - イ 基本使用料の額に使用日数から30を減じた数を乗じて得た額を30で除して得た額
 - ウ 排除汚水量に30を乗じて得た数を使用日数で除して得た数(その数に1未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。以下「特別算定水量」という。)を1月の排除汚水量とみなした従量使用料の額

- エ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を1月の排除汚水量とみなした従 量使用料の額
- 3 前項に規定する場合における別表第2に定める公衆浴場汚水に係る使用料の額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用日数が30日を超えない場合 排除汚水量に応じた使用料の額
 - (2) 使用日数が30日を超える場合 次に掲げる額の合計額
 - ア 特別算定水量を1月の排除汚水量とみなした使用料の額
 - イ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を1月の排除汚水量とみなした使用 料の額

(排除汚水量の認定)

- 第18条 排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水のみの使用による排除汚水量は、水道水の使用水量とする。
 - (2) 水道水以外の水のみの使用による排除汚水量は、次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める使用水量とする。
 - ア 水道水以外の水を使用するための設備に当該水道水以外の水の使用水量を計 測するための装置(以下「計測装置」という。)が取り付けられている場合 当該計測装置により計測した使用水量
 - イ アに掲げる場合以外の場合 事業所等にあっては使用の態様を勘案して、一 般家庭にあっては次項の規定による届出に基づいて市長が認定した水道水以 外の水の使用水量
 - (3) 水道水と水道水以外の水の併用による一般家庭の排除汚水量は、次に掲げる使用水量の合計水量とする。
 - ア 水道水の使用に係る水量について第1号の規定を適用して認定した使用水量
 - イ 水道水以外の水の使用に係る水量について前号アの規定を適用して認定した 使用水量又は次項の規定による届出に基づいて市長が認定した使用水量
- 2 使用者(一般家庭の汚水を農業集落排水処理施設に排除してこれを使用する者の うち、計測装置を取り付けていないものに限る。)は、市長が別に定めるところによ り、水道水以外の水の使用水量を認定するために必要な事項について、遅滞なく、

市長に届け出なければならない。その届け出た事項に変更があったときも、同様と する。

- 3 使用水量が排除汚水量と著しく異なるときは、使用者は、市長が別に定めるところにより、排除汚水量を記載した申告書(次項において「申告書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により申告書が提出されたときは、市長は、第1項の規定にかかわらず、当該申告書の内容を審査して排除汚水量を認定することができる。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長がこれらの規定によることなく排除汚水量を認定する必要があると認めるときは、実地の調査(第19条の3第1項の規定による立入検査を含む。)その他の市長が適当と認める方法により排除汚水量を認定することができる。

第19条第1項中「市長は、前条第1項第2号の規定による」を「水道水以外の水の使用による排除汚水量を」に、「使用者の施設」を「市長は、当該水道水以外の水を使用するための設備」に、「計測のための装置」を「計測装置」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

(資料の提出)

第19条の2 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

- 第19条の3 市長は、農業集落排水処理施設の機能及び構造を保全するため、又は使用料(水道水の使用による汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。)の適正な徴収のために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備若しくは第7条第1項の規定により届出をしなければならない設備(以下「給水設備」という。)の有無を調査させ、帳簿、書類、排水設備、給水設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問(以下「立入調査等」という。)を する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これ を提示しなければならない。

- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第22条の見出しを削り、同条を第23条とする。
 - 第21条の次に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
 - (2) 第6条第1項に規定する申請書若しくは添付書類又は第7条第1項若しくは 第3項、第12条第1項若しくは第2項若しくは第18条第2項の規定による届 出に係る書類に虚偽の記載をして提出した者
 - (3) 第7条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第18条第2項の規定による届出を怠った者
 - (4) 第7条第3項又は第10条第1項の規定による届出を当該各項に規定する期間内に行わなかった者
 - (5) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者
 - (6) 第11条又は第11条の2の規定に違反した使用者
- (7) 第19条の2の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者別表中「一般家庭汚水及び事業汚水(公衆浴場汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭汚水を除く。)」を「一般汚水」に改め、同表水道水以外の水の使用による一般家庭汚水の項を削り、同表備考第2項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「「公衆浴場汚水」を「この表において「公衆浴場汚水」に改め、同項を同表備考第第3項とし、同項の前に次の2項を加える。
- 1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 一般汚水の使用料の額は、基本使用料と従量使用料との合計額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の熊本市農業集落排水処理施設条例(以下「新条例」とい

う。)第18条第2項に規定する事項の調査その他の準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 前項の準備行為に応じ、この条例による改正前の熊本市農業集落排水処理施設条例(以下「旧条例」という。)第3条第4号の使用者が市長に新条例第18条第2項に規定する事項を届け出たときは、当該使用者は、施行日に同項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 新条例第16条及び第18条の規定(塚原藤山地区農業集落排水処理施設及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設(以下「城南地区排水処理施設」という。)の処理区域においては、水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものに限る。)は、基準日(施行日の属する月において、定例日に応当する日を基準として市長が定める日をいう。以下同じ。)以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、基準日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料に係る排除汚水量(新条例第16条に規定する排除汚水量をいう。)の認定については、なお従前の例による。
- 6 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち城南地区 排水処理施設の処理区域における使用料の額は、旧条例第16条第2項及び第17 条第1項の規定に基づき算定するものとする。
- 7 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち田底中部 地区農業集落排水処理施設及び山東東部地区農業集落排水処理施設(以下「植木地 区排水処理施設」という。)の処理区域における使用料の額は、旧条例第16条第 3項の規定に基づき算定するものとする。
- 8 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち使用者が 基準日前の直近の定例日から基準日の前日までの間に農業集落排水処理施設の使用 を開始し、又はやめた場合における当該期間の水道水以外の水の使用による一般家 庭の汚水に係る使用料の額は、城南地区排水処理施設の処理区域においては、旧条 例第17条第2項の規定に基づき算定するものとする。
- 9 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち使用者が 基準日前の直近の定例日から基準日の前日までの間に農業集落排水処理施設の使用

を開始し	、又はやめた場合における当該期間の一般家庭又は事業所等の汚水に係る
使用料の	の額は、植木地区排水処理施設の処理区域においては、旧条例第17条第3
項の規定	どに基づき算定するものとする。

条 例 第 68 号 平成26年10月7日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「殺傷すること」の次に「(規則で定める場合を除く。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

規 則 第 92 号 平成26年10月7日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則(昭和33年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(条例第4条第4号の規則で定める場合)

- 第2条の2 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 漁業法 (昭和24年法律第267号) の規定による漁業権又は入漁権に基づいて た て 無類を捕獲し、又は殺傷する場合
 - (2) 漁業法第129条第1項の規定による遊漁規則に定めるところにより魚類を 捕獲し、又は殺傷する場合
 - (3) 熊本県内水面漁業調整規則(平成7年熊本県規則第29号)第6条若しくは第36条第1項の規定による許可を受け、又は同規則第15条(同規則第36条第5項の規定により準用される場合を含む。)の規定による変更の許可を受けて魚類を捕獲し、又は殺傷する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 93 号 平成26年10月7日

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則(昭和39年規則第15号)の一部を 次のように改正する。

別表外とうの項中「外とうA」を「コート」に、「外とうB」を「ジャンパー」に、「ブルゾン」を「ジャンパー」に改める。

図を次のように改める。

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

制帽

男性





女性

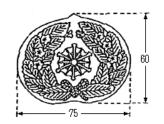




き章

消防章

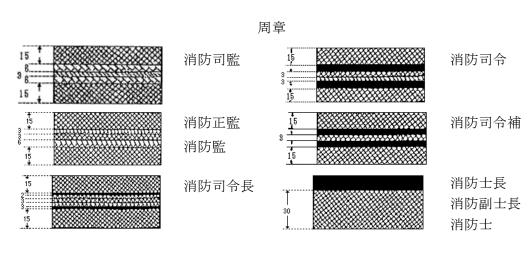




あごひも留め消防章

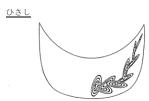


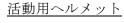
正面











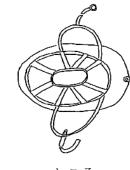


防火帽

正面



側面



裏面

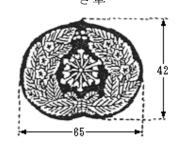
しころ



後面



き章

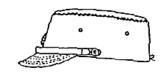


防火帽、活動用ヘルメット及び救急帽につける階級周章

階 級	防火帽、活動用ヘルメット	救 急 帽	周 章
	8	6	
消防司監	3	3	
	15	8	
11 CA H1	3	3	
	15	8	
	10	0	
	8	6	
	3	3	
消防正監	8	6	
	3	3	
	15	8	
	8	6	
	4	3	
消 防 監	8	6	
	4	3	
	8	6	
	8	6	
	4	3	
消防司令長	4	4	
	4	3	
	8	6	
	8	6	
消防司令	4	3	
	8	6	
			-
W 17 - A 14	4	4	
消防司令補	4	3	
	8	6	
	4	4	
消防士長	4	3	
	4	4	
W 17+ =1 1 F	2	3	
消防副士長	4	3	
	4	4	
消 防 士	4	4	
祖 四 工 -			

救急帽

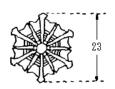




あごひも



き章



<u>冬服</u>

男性用上衣

前面







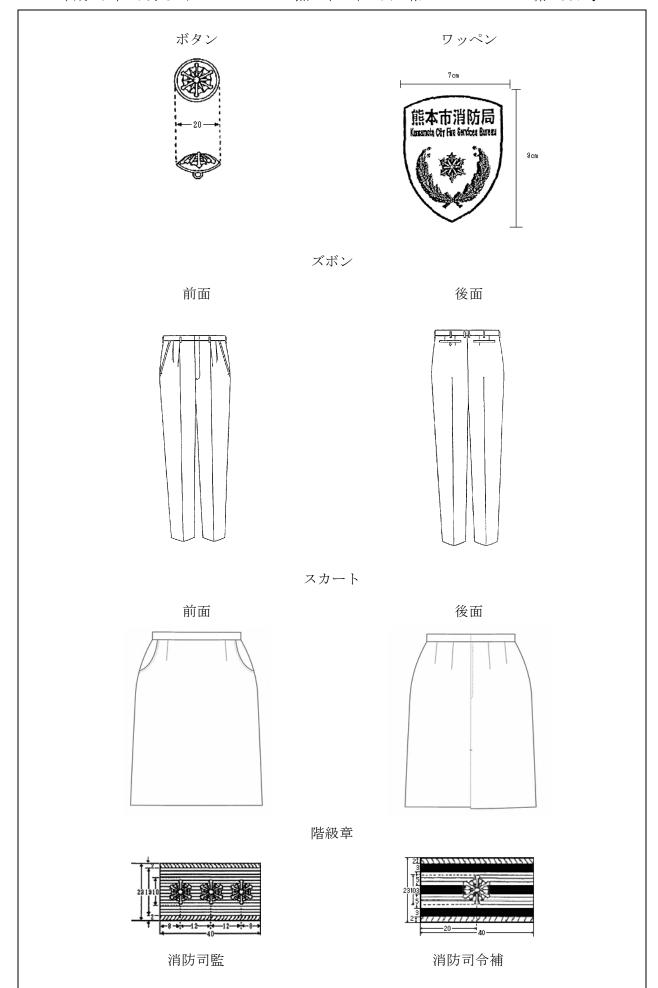
女性用上衣

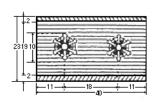
前面



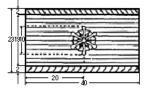
後面



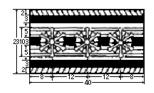




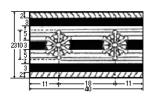
消防正監



消防監

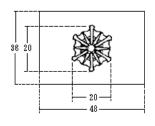


消防司令長



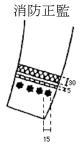
消防司令





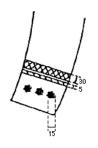
上衣そで章

消

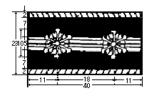


消防司監

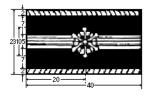
消防監



消防士長

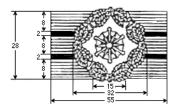


消防副士長

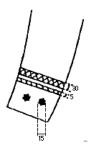


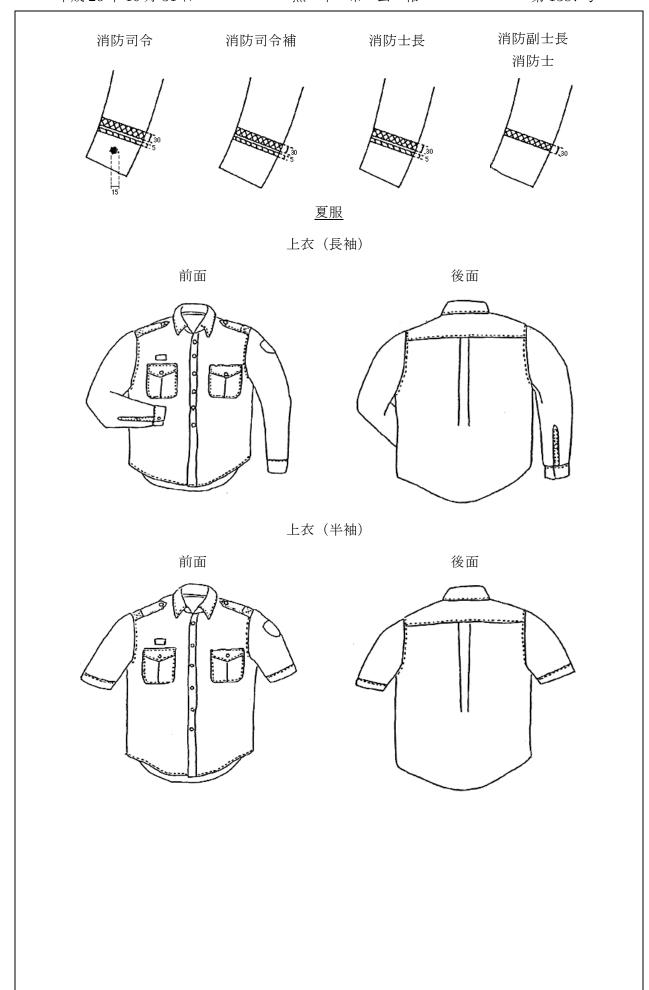
消防士

消防長章



消防司令長





活動服

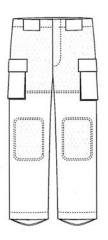
上衣



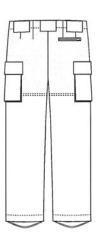


下衣

前面







水上隊ワッペン



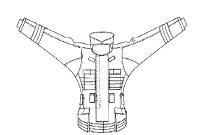
二輪隊ワッペン



防火衣

上衣

前面

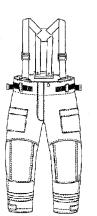


後面



下衣

前面



後面



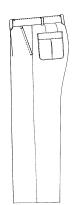
救急服

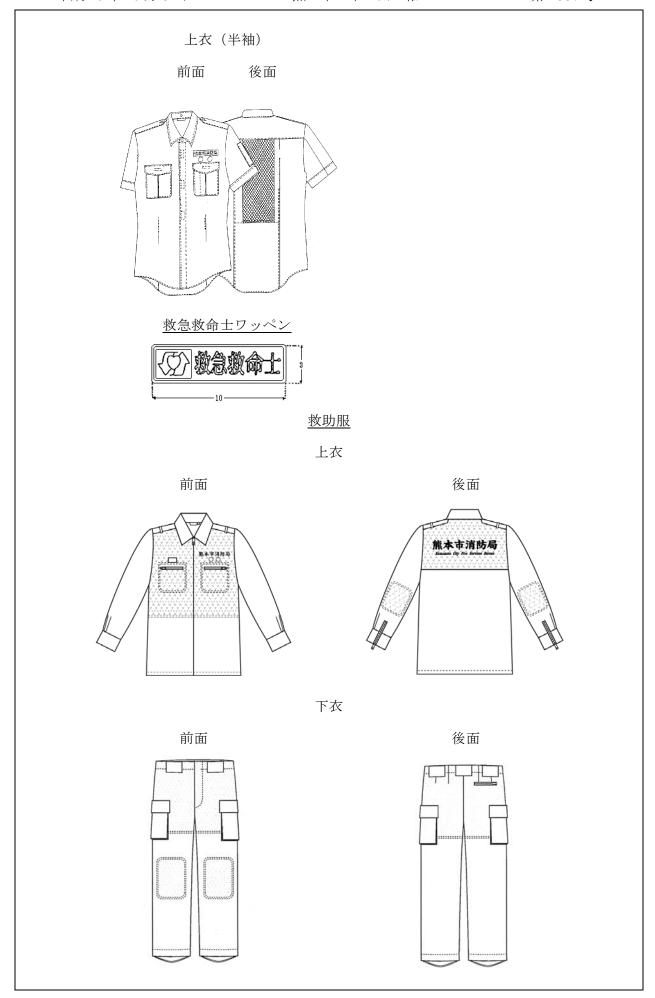
上衣(長袖)

前面 後面



下衣

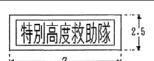




特別高度救助隊腕ワッペン



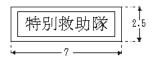
特別高度救助隊胸ワッペン



特別救助隊腕ワッペン



特別救助隊胸ワッペン



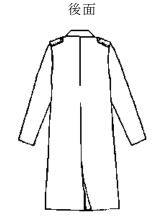
外とう (コート)

男性

前面



女性

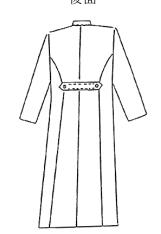




ボタン



後面



肩章・背バンド・そで章



外とう (ジャンパー)

前面



WHITE OFF

後面

火災調査室用外とう

前面







雨衣

上衣

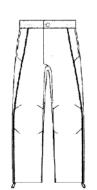
前面



後面



前面

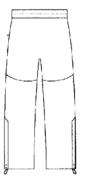


側面

下衣



後面



防火衣用ベスト

前面

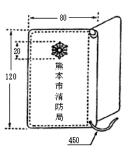


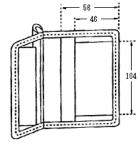
後面



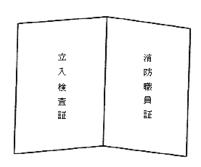
消防手帳

(表紙)





(収納用紙)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

訓 令 第 14 号 平成26年10月7日

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

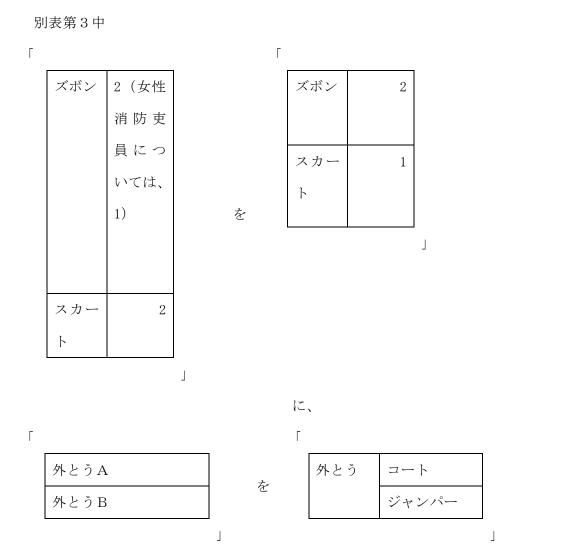
熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令(平成2年訓令第7号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1夏服の項中「(女性消防吏員については、1)」を削り、同表中

 外とうA
 外とう コート

 外とうB
 ジャンパー

に改め、同表 T シャツの項中「長袖 A」を「長袖(薄手)」に、「長袖 B」を「長袖(厚手)」に改め、同表靴の項中「編上靴 A」を「活動用編上靴」に、「編上靴 B」を「訓練用編上靴」に改める。



に改め、同表Tシャツの項中「長袖A」を「長袖 (薄手)」に改め、同表靴の項中「編 上靴A」を「活動用編上靴」に改める。

附則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告示第685号 平成26年10月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、 平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり変更したので、熊本市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例(平成2年条例第98号)第7条第1項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

平成26年度 熊本市一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、熊本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて熊本市一般廃棄物(ご み)処理基本計画の推進のために必要なごみの減量、リサイクルの推進等に関して必要な事項を 定めるものとする。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「富合地区」とは旧富合町の区域を、「城南地区」とは旧城南町の区域を、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「旧熊本市地区」とは熊本市全域のうち、富合地区、城南地区及び植木地区以外の区域を指すものとする。

3 計画期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

第2 ごみの処理

- 1 ごみの排出状況
 - (1) 旧熊本市地区

旧熊本市地区における平成23年度から平成25年度までのごみの排出状況は下表のとおりである。

	(0) 00			
		平成23年度	平成24年度※2	平成25年度
総	ごみ排出量	237,483t	233,669t	232,030 t
(1人1日当たり)	976g	955g	947g
	家庭ごみ	143,963t	144,216t	144,624t
	(1人1日当たり) **1	496g	493g	490g
	事業ごみ	91,738t	88,190t	85,424t
	その他のごみ	1,782t	1,263t	1,982t

- ※1) 1人1日当たりの家庭ごみの量は、資源化された量を除いている。
- ※2) 平成24年7月の九州北部豪雨に伴う水害ごみの量は除いている。
- (2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における平成24、25年度のごみの排出状況は下表のとおりである。

	平成24年度			2			
地区	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	増減率
富合 地区	2,000t	Ot	2,000t	2,084t	Ot	2,084t	4.2%
城南 地区	4,958t	Ot	4,958t	5,298t	Ot	5,298t	6.9%
植木地区	8,649t	Ot	8,649t	8,736t	Ot	8,736t	1.0%

2 ごみ減量及びリサイクルの推進

「熊本市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」の基本理念や3つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取組を主に実施する。

○ 生ごみのリデュースとリサイクルの推進

家庭から排出される燃やすごみの半分近くを占める生ごみについて、「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」に基づき、リデュース(発生や排出の抑制)とリサイクルを 推進するための具体的施策を進める。

- ごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の促進に向けた具体的施策の実施
 - ごみの発生抑制に資する取組の実施を促すよう、国や事業者に対する働きかけを強化する。
 - ・ ごみの発生抑制や再使用に関する取組について、市民活動団体や地域団体、個人から情報 を集め、広く市民に提供する。
- 再生利用(リサイクル)の拡大
 - ・ 小型家電製品を拠点回収しレアメタルリサイクルを推進する。
 - ・ プラスチック製容器包装やリサイクルできる紙(その他の紙)のさらなる分別の徹底に向けた啓発を実施する。

3 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ(一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物)の区分及び処理方法等について、以下のとおり定める。

ア 定期収集家庭廃棄物(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1号の 定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、居住地区の家庭ごみ・資源収集カレンダーに従いごみステーション(条例第2条第3号の「収集場所」をいう。以下同じ。)へ搬出することとする。ただし、市民は、1回の収集日に多量**1の定期収集廃棄物をごみステーションに搬出することはできない。この場合の取扱いについては、別途オー(ア)に定めるものとする。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の 区分	内 容	収集主体	収集回 数 ^{※2}	搬出時の形態等	搬入先	処理 方法
燃やすごみ	・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象と なる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトル及びプ ラスチック製容器包 装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象と なる類 ・ 本 な ・ 本 な ・ 本 など	市(直営)(委託)	週2回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、接ち上げて破れずに運搬できるし、剪定枝は長で、 が、剪定枝は長で、透明ごみ袋 ^{※4} に入れて直径30cm以下の東にしてひもで縛る。また、袋 ^{※4} に入れて口を結ぶ	市の処理施設 (東部環境 工場又は 西部環境 工場)	
埋立ごみ	・ガラス類・せともの類・小型家電製品など	市 (直営) (委託)	月 2 回	指定収集袋**3に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める)	設(扇田環境	(必要に応 じ、前処理 として破砕
紙	新聞紙・折込チラシ 段ボール その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、 カタログ、包装紙、紙 袋、紙箱、ハガキ、封 筒などの再資源化等 の対象となる紙)	市 (直営) (委託)	週1回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 又は、紙袋に入れて出 す。 (ただし、紙製以外の取 っ手は外す)	処理施設	資源化

		T	ı	1	1	
紙	紙パック (500ml 以上の容量の もので、内部にアルミ 箔等が貼られていな いもの。)	(直登)	週1回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。		
資源物が、	ソーペットボトル	市 (委託)	月2回	透明ごみ袋**4に入れて口を結ぶ。 透明ごみ袋**4に入れて口を結ぶ。 透明ごみ袋**4に入れて口を結ぶ。 不用品と書いた札をつける。 透明ごみ袋**4に入れ	委託業者の 処理施設	資源化
ルプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装 (プラスチック製容器 包装であって、汚れて いない (汚れをすすいで乾か したものを含む))	市(委託)	週 1 回	て口を結ぶ。 透明ごみ袋 ^{※4} に入れ て口を結ぶ		
特定品目	・蛍光管 ・水銀体温計、水銀 血圧計 ・ガス缶、スプレー 缶 ・乾電池	市(委託)	月2回	透明ごみ袋 ^{※4} に入れて口を結ぶ	委託業者の 処理施設	資源化
	・ライター			透明ごみ袋**4に入れて口を結ぶ		埋立

- ※1 多量: 1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量をいう。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとする。
- ※2 収集回数: 原則として収集回数は前頁の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、平成26年度家庭ごみ・資源収集カレンダーによる。

また、収集日は小学校区を基本に市内を18地区に区分けして設定している。

※3 指定収集袋: 燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製 (炭酸カルシウムを混入しない こと) の透明袋であって以下の大きさの4種類

	区			分	縦	横	備考
大	4	5	リッ	トル用	8 0 cm	6 5 cm	まち両側各10cm を含む
中	3	О	リッ	トル用	7 0 cm	5 0 cm	まち両側各 7.5cm を含む
小	1	5	リッ	トル用	58cm	4 0 cm	まち両側各 7 cm を含む
特力	`	5	リッ	トル用	5 4 cm	3 2cm	まち両側各6cmを含む

: 埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製 (炭酸カルシウムを混入しないこと) の透明袋であって以下の大きさの3種類

	区 分	縦	横	備考
大	45リットル用	8 0 cm	6 5cm	まち両側各10cm を含む
中	30リットル用	7 0 cm	5 0 cm	まち両側各 7.5 cm を含む
小	15リットル用	58cm	4 0 cm	まち両側各7cmを含む

※4 透明ごみ袋: 顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明の袋であって、 縦80cm以下、横65cm以下の大きさのもの(この要件を満たす袋で あって内容物が確認できる程度の社名、広告等の印刷のある透明のレジ 袋を含む。)をいう。

イ 大型ごみ (旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋1袋に適正に収納する(当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができることをいう。)ことができない大きさのもの(後述する〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものを除く。)をいう。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出する。

(ア) 事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとうするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとする。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次に示す事項の打ち合わせを行い、さらに、ごみゼロコールは次に示す事項の案内を行う。

○ 打ち合わせ事項:大型ごみを搬出する場所、収集日(ごみゼロコールが案内する収集可能な日からの選択)、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

- ・ 収集車両の進入が可能な道路に面している戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所であることを条件とする。
- ・ 集合住宅等で当該集合住宅専用埋立ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。専用埋立ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準ずる。
- ・ 狭隘路など収集車両が進入できない場所にある住居については、埋立ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。

(ただし、埋立ごみ等の定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように 配慮するものとする。)

※ 収集個数の制限について

- ・ 1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として1世帯につき5 個までとする。
- 案内する事項:収集可能な日、手数料の額(次の表の「処理手数料」の欄参照)、手数料を支払うことができる場所(大型ごみ処理券取扱所)、受付番号、その他必要な事項

(4) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとする。

- a 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券(シール)を受け取る。
- b 大型ごみ処理券 (シール) に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- c 申込みの際の打ち合わせにより決まった日に、打ち合わせた場所に、午前8時30分までにbにより大型ごみ処理券(シール)を貼付した大型ごみを搬出する。

(ウ) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行う。

区 分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼 却	1品目につき
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破砕・金属回収後、残 さを焼却又は埋立	900 円又は500 円 (品目別に規則で定 める。)

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畑町3-1	月曜日から土曜日(祝日含む) 午前8時30分から午後5時まで

(備考) 12月29日から1月3日は受付をしない。

[大型ごみから除外する品目]

なお、〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものは、それぞれ同表の「分別の区分」欄に示す区分に従い、それぞれ同表の「搬出形態又は処分方法」の欄に示す搬

出形態での搬出又は処分をするものとする。

	一 物 品	分別の区分	搬出形態又は 処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十文字に縛る。
С	市が収集しないごみ	オの(ア)、(ウ)	オの(7)、(ウ)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1本の直径 10cm 以下で長さ 1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ50 cm以下に切って、直径30 cm以 下に紐で束ねる。
е	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角 線が10cm以下で長さ1m以下 のものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
f	傘 (長さが1m以下のものに限 る。)	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋の小袋(容量が 15 リットル相当 のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで)。
g	つえ (松葉杖を含む。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び 掃除用ブラシ	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1 枚巻きつける。
j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定 収集袋の小袋(容量が15 リットル相当 のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで)。
k	ゲートボール用スティック	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
1	野球用バット及び ソフトボール用バット	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。

_	I	1	T
		材質に応じて	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定
m	テニス用ラケット及び	燃やすごみ	収集袋小袋(容量が15リットル相当の
m	バドミントン用ラケット	又は	もの) 以上の大きさの指定収集袋を1
		埋立ごみ	枚巻きつける。
			紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定
	<i>\(\begin{align*} </i>	はかナデフ、	収集袋小袋(容量が15リットル相当の
n	竹刀 	燃やすごみ	もの) 以上の大きさの指定収集袋を1
			枚巻きつける。
	直径 10cm 以下で	材質に応じて	紐で縛って直径10 cm以下に束ね、指定
	長さ1m以下の	燃やすごみ	収集袋小袋 (容量が 15 リットル相当の
О	棒状のもの	又は	もの) 以上の大きさの指定収集袋を1
	(cからnまでに	埋立ごみ	枚巻きつける。
	掲げるものを除く。)		

ウ 定期収集家庭廃棄物(植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。 市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、植木地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、植木地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、 それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により 処理を行うこととする。

分別 の 区分	内容	収集主体	収集 回数** 1	搬出時の形態等	搬入先	処理 方法
可燃物	 ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (資源回収品目を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・おむつ など 	市(直営)(委託)	週2回(祝日は月曜日のみ実施)	指定ごみ袋に入 れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行 政事務組合 クリーンセンタ 一	焼却

不燃物	・ガラス類 ・せともの (陶器)類 ・粘土 ・砥石 など	市(直営)(委託)	月 1 回	指定ごみ袋に入 れて ロを結ぶ。	山鹿植木広域行 政事務組合 最終処分場	埋立
資源	新聞紙・折込チラシ 段ボール・紙パック 雑誌・雑紙類 古布類 (衣類等の再資源化等の 対象となる古布)	市(委託)	月 2 回	紐掛け収集	山鹿植木広域行 政事務組合 リサイクルプラ ザ	資源化
資源ごみ(分別収集)	かん類 ペットボトル 生きびん びん類 白色トレイ プラスチック製 容器包装 金物類及び小型家電 蛍光灯・電球類 電池類	市(委託)	月2回	種類別コンテナに入れる。 入れる 栓を外し、 必ずすすぐ。 スプレー缶は 必ず穴を開け、 中身を出し切 る。		
粗大ごみ	 ・電化製品 (資源回収出来る大きさのものは除く) ・家具 ・建具 ・扇風機 ・自転車 など 	市 (直営) (委託)	月1回	(家電・パソコン リサイクル法 指定製品及び 産業廃棄物は 除く。)	山鹿植木広域行 政事務組合 クリーンセンタ ー 及び リサイクルプラ ザ	焼前と粉金収う。)

※1 収集回数: 原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、植木地区のごみ収集表による。また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋: 当面の間、旧植木町の指定ごみ袋を使用することとする。指定袋には可燃物専用袋、不燃物専用袋毎に大中小の3種類がある。

工 拠点回収

拠点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す6品目について、定期収集とは別に、市が回収 拠点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分である。

拠点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる6品目の排 出方法を拠点回収に限定するものではない。 (ア) 白色トレイ(色付き、柄付きのものを除く)

家庭から排出される白色トレイは、市関連施設である南区役所、総合出張所(城南総合出 張所を除く)、公民館及び地域コミュニティーセンター (一部) に拠点回収ボックスを設置 して回収する。ボックスに集まった白色トレイは、市が直営車両で収集し、再生資源として 委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(4) 使用済み天ぷら油(常温で固化している植物油、動物性油が入っているもの、鉱物油を除く)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、植木文化センター、環境総合センター、地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

(ウ) 蛍光管(リサイクル上支障がないように割れていないもの)

家庭から排出される蛍光管は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、火の君文化センター、環境総合センター、地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザボックスに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった蛍光管は、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者に引き取らせて資源化処理を行うものとする。

(エ) 乾燥生ごみ(電気式生ごみ処理機で処理したものに限る)

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、リサイクル情報プラザに搬入して資源化処理を行うものとする。

(オ) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属(レアメタル)を多く含む小型家電13品目は市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、火の君文化センター、植木文化センター、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

(カ) 樹木類(草、花を除く)

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民 自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化処理を行うものとする。

- オ 市が収集しないごみ
 - (7) 収集困難物(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等 に伴い一時的に多量に出るごみ (一時多量ごみ) 及びり災ごみなど ・重さ60kg以上のもの	排出者 (自己運搬) 又は 一般廃棄物	市の処理施設 (東部環境工場 又は 西部環境工場 若しくは 扇田環境センタ	焼 却 埋 立
重量物長大物	・長い部分の長さが 250cm を超 えるもの ・その他市の収集能力に照らし て収集が困難なもの	収集運搬業者へ委 託	三	資源化

- (備考)・ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
 - ・ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
 - ・ 家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者(市民)は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 - ・ 植木地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、山鹿植木広域事務組合クリーンセンターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

(4) 運搬困難物(植木地区)

運搬困難物は自己搬入とし、直接、山鹿植木広域行政事務組合関連施設クリーンセンター、 リサイクルプラザ、最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、熊本市発行の搬入許 可証が必要である。

(ウ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分(施設での受入れを含む)を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる 費用については排出者の負担とする。

a 家電4品目(家庭で不要になった特定家庭用機器 [エアコン、ブラウン管テレビ・液晶 テレビ(電池式のものを除く)・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・ 衣類乾燥機])

特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づき、家電小売店による引き取り、もしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引き取り場所への持込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引き取り義務のないもの等については民間事業者が設置する廃家電回収センターによる対応とする。なお、分解した家電4品目についても、家電4品目として取り扱うこととする。

b 家庭で使用されていたパソコン (家庭で不要になったパーソナルコンピューター [本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パソコン、一体型パソコン。以下「パソコン」という。〕)

資源の有効な利用の促進に関する法律(通称「リサイクル法」)に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口に申し込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)又は有限責任中間法人パソコン3R推進センターにリサイクルを依頼するものとする。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、 埋立ごみ(植木地区においては資源ごみ)として市の定期の収集に出すことができるが、 パソコンのケース(筐体)については、パソコン本体として取り扱うこととする。

c オートバイ

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

d プレジャーボート等のFRP船

製造業者等の団体である社団法人日本舟艇工業会が構築し、国から認定を受けたFRP 船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

- f 製造業者等でのリサイクルの取組みが行われているもの
 - (a) タイヤ・バッテリー
- (b) アルカリボタン型電池、酸化銀電池など ボタン電池回収箱 (緑色) を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込む ものとする。
- (c) ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの充電式電池 ボタン電池回収箱(黄色)を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込む ものとする。

また、植木地区においては、(b)、(c)を資源ごみの「電池類」として定期収集に排出することができる。

g 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの(ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、コンクリートがらなど)

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとする。

h 取扱いに危険を伴うもの(廃油類、農薬、揮発油〔ガソリン、ペンキ、シンナーなど〕、 火薬類、発炎筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのあるもの〔在宅医療廃棄物など〕 など)

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとする。

i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの(農機具、ドラム缶、鉄骨など) 製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとする。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物 (ごみ) (事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ)の処理方法等については、以下のとおりとする。

ア 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難 な紙屑など、 タンスなどの木製品		市の処理施設 (東部環境工場 又は 西部環境工場)	焼 却
不燃性ごみ	消火薬剤(リサイクルが不可能な場合に限る。)など	排出事業者	市の処理施設 (扇田環境 センター)	埋立
資源化できる もの	古紙類(新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など	以未運搬来有	民間業者の処理施設	資源化

(備考) ○ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。

- 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施 設へ持ち込むことはできない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有するごみについては、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 植木地区から出た事業ごみについては、上表に示す持ち込み先へ持ち込む ことはできない。

イ 植木地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い山鹿植木広域行政事務組合関連施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な 紙屑など、タンスなどの木製 品		山鹿植木広域行政事 務組合 クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類 (新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)	一般廃棄物 収集運搬業者	山鹿植木広域行政事 務組合 リサイクルプラザ	資源化

- (備考) 山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。
 - 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別 管理廃棄物については、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込むこと はできない。
 - 植木地区から出た事業ごみでなければ、山鹿植木広域 行政事務組合関連 施設へ持ち込む事はできない。

(3) その他

アボランティア清掃ごみ(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

公共の場所(道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所)を、市民や地域団体等が営利を目的とせずにボランティアで清掃した際にごみステーションに排出される ごみは、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入する。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して処理施設へ搬入する。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰霊することを妨げない。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない。 (ペット霊園等による取扱いは可能とする。)

種 類	内 容	搬入先	処理方法
旧熊本市地区 富合地区 城南地区	市民の通報等による公道上のへい死動物	東部環境工場西部環境工場動物愛護センター	焼却
植木地区		山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関手続き(税関・検疫等)において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとする。

(4) ルール違反への対応

ア 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に 従わずにごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者 に対し改善を促すものとする。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど 悪質な場合には、必要な調査を行い原因者の特定に努め、当該原因者に対し指導を行うもの とする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず 収集を行い、適正な処理を行う。

4 収集・運搬体制

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

ア 家庭ごみの直営収集体制

本市は、旧熊本市地区の家庭ごみ収集を確実に行うため、以下の収集車両を保有している。 (これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有している。)

○ 北部クリーンセンター

旧熊本市地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 2台、パワーゲート車 1台

○ 西部クリーンセンター

旧熊本市地区の西部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の西部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 東部クリーンセンター

旧熊本市地区の東部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の東部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

イ 家庭ごみの収集運搬業務委託の体制

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区における家庭ごみの分別収集については、一部の地域及び品目について業務委託により収集運搬を行っている。

○ 北部地区(西里、北部東及び川上校区)の埋立ごみ・大型ごみ・資源物・ペットボトル・ 特定品目

有限会社 オー・エス収集センター

○ 北部地区の燃やすごみ及び紙

株式会社 東部流通

- 河内地区(河内及び芳野校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。) 有限会社 平井商会
- 飽田地区(飽田西、飽田東及び飽田南校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。)

有限会社 村岡商会

○ 天明地区(銭塘、奥古閑、川口及び中緑校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。)

有限会社 前田商会

- 富合地区(富合校区)の燃やすごみ・紙・埋立ごみ・大型ごみ 有限会社 クリンケア産業
- 城南地区(杉上、隈庄及び豊田校区)の燃やすごみ・紙・埋立ごみ・大型ごみ 有限会社 東野商会
- 富合地区及び城南地区の資源物・ペットボトル・プラスチック製容器包装・特定品目 株式会社 熊本市リサイクル事業センター
- 資源物(北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く。) 株式会社 熊本市リサイクル事業センター 有価物回収協業組合石坂グループ
- ペットボトル(北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く。) 株式会社 熊本市リサイクル事業センター 有価物回収協業組合石坂グループ
- 特定品目(北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く。) 株式会社 熊本市リサイクル事業センター 有価物回収協業組合石坂グループ
- プラスチック製容器包装(富合・城南地区を除く)

有限会社 更正企業

株式会社 永野商店

有限会社 森山商店

株式会社 熊本清掃社

有限会社 クリンケア産業

大東商事株式会社

有限会社 前田商会

○ 埋立ごみ(北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く旧熊本市地区の約6割の地区)

有限会社 九州ビルメンテナンス社

株式会社 熊本清掃社

○ 燃やすごみ及び紙(北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く旧熊本市地区の約 5割の地区)

株式会社 熊本清掃社

有限会社 森山商店

有限会社 エステーサービス

株式会社 協働社

有限会社 旭清掃社

株式会社 明光

有限会社 クリンケア産業

石原運送 有限会社

金岡商店株式会社

九州郵弘有限会社

株式会社 永野商店

有限会社 都環境開発サービスセンター

株式会社 東部流通

○ ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等

株式会社 八木運送

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区における事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの 収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 して実施することとする。

(2) 植木地区

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(7) 排出者

収集運搬は一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じるごみ(事業系一般廃棄物)は収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか、山鹿植木広域行政事務組合の施設へ直接搬入するか、又は収集運搬許可業者に収集運搬を委ねるものとする。

(4) 分別

収集運搬は、可燃物(紙くず、厨芥等)、不燃物(ガラスごみ、陶器類等)粗大ごみ(木製家具・食器棚等)、資源ごみ(缶類、生びん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、金物類、プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、雑誌、新聞紙等、古布、乾電池、蛍光灯)の4種類に分けて実施する。

(ウ) 収集主体

可燃物、不燃物、粗大ごみは直営(一部委託)、資源ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者で収集運搬する。

_n.	みの種類	収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	備考
	可燃物	直営、 一部委託	ステーション	週2回	指定	
家庭ご	不燃物	直営、 一部委託	ステーション	月1回	指定	(一部委託業者) 有限会社松岡清掃
み	粗大ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月1回	無指定	公社
	資源ごみ	委託	ステーション	月2回	コンテナ他	

		収集運搬許可業者
		•株式会社中山商店
		・ヒロタクリーンサ
		ービス
事業ごみ	直接搬入、又は許可業者へ委託	•有限会社松岡清掃
		公社
		• 有限会社肥後産興
		・有限会社ユートピ
		アグリーン

(3) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の居宅の玄関前から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を実施する。

(4) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行っており、平成26年度に 許可を受けている業者は別表1に示すとおりである。

ただし、植木地区において許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行う際には、当該地区内のみで使用する許可車両を登録することとする。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可業者については、熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、業者数の適正化を図るものとする。

5 中間処理体制

(1) 焼却施設(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
東部環境工場	燃やすごみ、 資源化残さ	全連続燃焼式		東区戸島町257 0番地
西部環境工場	(可燃性)など	全連続燃焼式	225t/日・炉 × 2 炉	西区城山薬師二丁 目12番1号

(注)・ 焼却施設への受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30 分から午後4時30分までとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前6時から午前7時30分まで搬入を受け入れるものとする(年始を除く)。

・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目 については受け入れを行わない。

(2) 燒却施設(植木地区)

可燃物や資源化残さなどの可燃性ごみは、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
山鹿植木広域 行政事務組合 クリーンセンター	可燃物、 資源化残さ (可燃性) など	連続燃焼式		山鹿市鹿央町合里 1634番地

- (注) ・ 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとする。
 - ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目 については受け入れを行わない。
- (3) 資源化施設 (旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ、特定品目については、次に定める 委託業者の施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リ	紙、ペットボトル、	選別	約50 t/日	南区近見八丁目8
サイクル事業セン ター	資源物、白色トレイ、 特定品目	圧縮など	約20 t/日	番35号
有価物回収協業組	紙、ペットボトル、	選別	約40 t/日	東区戸島町
合 石坂グループ	資源物、白色トレイ、 特定品目	圧縮など	約17 t/日	2874番地
有限会社	資源物	選別	約 5 t/日	北区楠野町
オー・エス収集セ ンター	(古着を除く)	圧縮など	約0.65 t/日	1046番地2

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選 別・圧縮梱包等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社	プラスチック製	選別	約48 t/日	西区新港一丁目4番
エコポート九州	容器包装	圧縮など	約34 t/日	10号
有価物回収協業組	プラスチック製	選別	約24 t/日	東区戸島町2874
合 石坂グループ	容器包装	圧縮など	約26 t /日	番地

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次に定める委託業者の施設において破砕・選別 等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業 合 石坂グループ	市が収集する		4.1 t / 目	東区戸島町 2874番地
熊本新明産業権 会社	不燃性大型ごみ 不法投棄された パソコン	破砕・選別	約 160 t/日	南区南高江 三丁目3番53号
株式会社 星口店	山商		230.4 t /日	北区武蔵ヶ丘 九丁目5番76号

エ ごみステーションに不法投棄された家電4品目のうち市が回収した次のものについては、 次に定める委託業者の施設において破砕・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合 石坂グループ	洗濯機・衣類乾燥 機、 エアコン		4.1 t /日	東区戸島町 2874番地
熊本新明産業株式会社	ブラウン管テレビ、 液晶テレビ、 プラズマテレビ	破砕・選別等	約 100 台/日	南区南高江 三丁目3番53号

オ ごみステーションに不法投棄された家電4品目のうち市が回収した冷蔵庫及び冷凍庫については、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡す。

	- 7 7 C 14 D 7 HH	TA THICK DOCESTHIC TENNING THE	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株式会 社 九州産交運輸株式会 社 熊本支社	必要库及水浴水床库	松下、東芝など 三洋、シャープ、ソニー、 日立、三菱、 富士通ゼネラル、 指定法人委託業者など	南区南高江 三丁目3番53号 上益城郡 益城町平田 字深迫2526

カ 東部環境工場での焼却処理に伴って発生した焼却灰の一部については、次に定める委託業者の施設においてセメント原料化を行う。

名 称廃棄物の種類処理方法処理見込量所 在 地三菱マテリアル株式 会社 九州工場(処理福岡県京都郡 苅田町松原町1			, , ,		
	名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理見込量	所 在 地
業務) セメント 有限会社 未来環境 サービス 熊本営業 所 (運搬業務) 焼却灰 セメント 原料化 1,700 t /年 北区植木町投入 4 8 4番地	三菱マテリアル株式 会社 九州工場 (処理 業務) 有限会社 未来環境 サービス 熊本営業	焼却灰	セメント		福岡県京都郡 苅田町松原町12 番地 北区植木町投刀塚

キ 特定品目から選別した蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計については、次に定める委託業者の施設において水銀等の回収及び再資源化を行う。

	111 111 1111 1111	10 13 2 10 3 1 1 2 1 3 0		
名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社ジェイ・				福岡県北九州市若
リライツ(処理業				松区響町一丁目6
務)	蛍光管、水銀体温計	破砕・選別等	18.3t/日	2番地の17
日本通運株式会社	及び水銀血圧計	似件 医加守	10.31/ 🏻	中央区水前寺一丁
熊本支店(運搬業				目5番8号
務)				日 3 笛 0 万

(4) 資源化施設(植木地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パック等の資源ごみについては、山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザにおいて選別・圧縮加工等を行う。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
	ペットボトル、瓶、生き びん、アルミ・スチール 缶、金物類、新聞、チラ シ、 本・その他紙類、段ボー ル、紙パック、古布、プ ラスチック製容器包装、 白色トレイ、蛍光灯、電 球類、電池類	ど	約30 t ∕5 h	北区植木町 轟 2 5 9 8 番地 1

(注)・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの午前8時30分から午後4時00分までとする。

(5) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受け入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を行っており、平成26年度に許可を受けている業者は別表2に示すとおりである。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者については、熊本市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画や 本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、処理能力及び業者数の適正化を図るも のとする。

(6) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引き渡し

ア 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したガラス びんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法 人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)に引き渡すことにより再商品化を委託す る。その場合の再商品化事業者は次の表のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市 リサイクル事業センター	その他の色の ガラスびん (全量)	有価物回収協業組合	
有価物回収協業組合 石坂グループ	(主量) その他の色の ガラスびん (全量)	石坂グループ (東区戸島町2874番地)	ガラスびん原 料

イ 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したプラス チック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人(公益財団法人 日本容器 包装リサイクル協会)に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業 者は以下のとおりである。

	•		
保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社	プラスチック製容	株式会社	
エコポート九州	器包装	エコポート九州	
		(西区新港一丁目4-10)	プラスチック
有価物回収協業組合	プラスチック製容		原料
石坂グループ	器包装		
			I

6 最終処分体制

(1) 埋立施設(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区) 焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次に掲げる市の処理施設において埋立処分する。な お、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破砕処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ご みとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについて は市の処理施設で焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
		埋立処分方式: サンドイッチセル併用方式 (即日覆土)	埋立容量 605 千㎡	
扇田環境センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	前処理 破砕: 二軸式破砕機 選別: トロンメル メッシュ: 40mm 金属回収: 磁力選別	30 t /日 (4H)	北区貢町 1567番地
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ過 処理後公共下水道圧送	処理能力 400 ㎡/日 調整槽 12,500 ㎡	

- (注)・ 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30 分から午後4時30分までとする。
 - ・ リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきた すおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 埋立施設(植木地区)

不燃物や焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行 政事務組合 最終処分場	焼却灰 不燃物 資源化残さ (不燃性) など	管理型埋立	管理型埋立容量 242 千㎡	北区植木町轟 2 6 4 4番地1

(注)・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの午前8時30分から午後4時00分までとする。

7 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動(本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で 処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理され る場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合 を除く。)については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていること が必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村 のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち込みであって、 排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受け た場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち出しであって、 排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管 轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて環境局防災計画に基づき適正処理を行うものとする。

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

(1) 旧熊本市地区

	種類	収集者	年 間 総 量
l	くみ取り便槽のし尿		見込み値 10,000 kl
尿	浄化槽の汚泥	許可業者	見込み値 38,000 kl

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における過去2年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は下表のとおりである。

	2	平成24年原	芰	2	平成25年原	芝	
地区	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	増減率
富合地区	2, 921kl	0k1	2, 921kl	2, 958kl	0k1	2, 958kl	1.3%
城南地 区	8, 543k1	0k1	8, 543k1	7,878kl	0k1	7,878kl	▲ 7.8%
植木地区	19, 929k1	0k1	19, 929kl	19, 569kl	0kl	19, 569kl	▲ 1.8%

2 し尿の処理

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区におけるし尿の処理

ア処理の区域

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとする。

種類	種 類 収集運搬 収集回数		持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	****	原則として月1回	士の知理状況
浄化槽の汚泥	許可業者	年1回以上	市の処理施設

(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定する。

ウ処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次の表に定める市の処理施設において 処理する。

名 称	種類	処理方法	処理能力	所在地
秋津浄化センター	くみ取り便槽のし尿	前処理後 下水道投入	% 1	東区秋津三丁目17- 1
中部浄化センター	浄化槽の汚泥	活性汚泥	180k1/日	西区蓮台寺五丁目7-2

※1 秋津浄化センターの下水道投入量は日量最大90キロリットルである。

(2) 植木地区におけるし尿の処理

ア処理の区域

植木地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月1回	山鹿植木広域行政事務組合
浄化槽の汚泥		年1回以上	山鹿衛生処理センター

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務 組合 山鹿衛生処理センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	活性汚泥高度処理、河川放流	92 k1/日 (24 時間)	山鹿市山鹿 2 0 5 5 番地

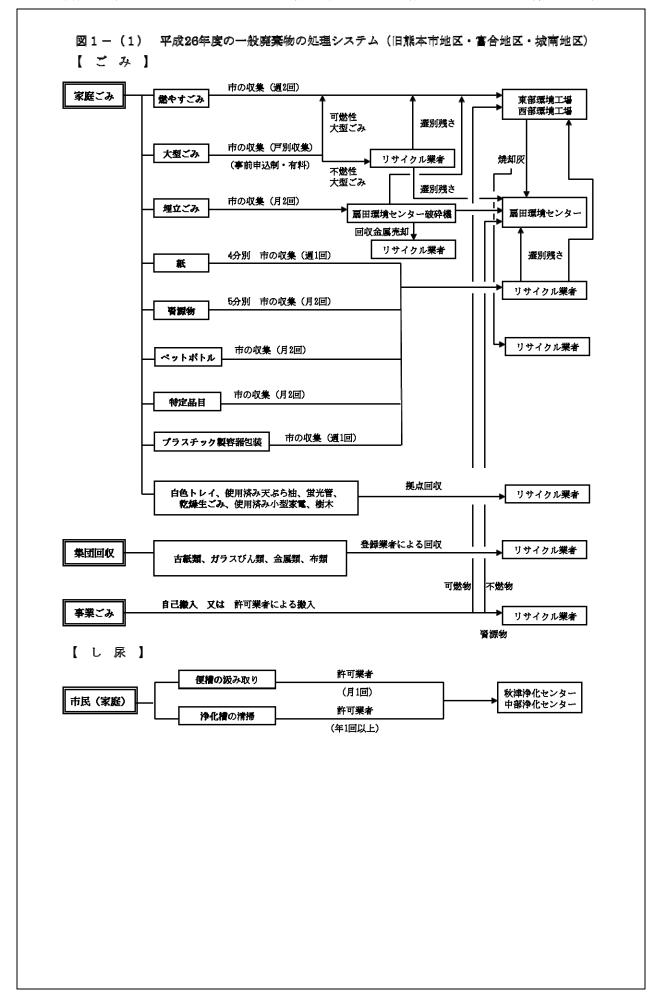


図1-(2) 平成26年度の一般廃棄物の処理システム(植木地区) 【ごみ】 市(一部委託)の収集(週2回) 家庭ごみ 可燃物 選別残さ 山鹿植木広域行 市(一部委託)の収集(月1回) 粗大ごみ 政事務組合ク リーンセンター 14分別 市(委託)の収集(月2回) 山鹿植木広域行政事務組 資源ごみ 合リサイクルセンター 回収資源売却. リサイクル業者 焼却残さ 市の収集(月1回) 山鹿植木広域行政事務 組合最終処分場 不燃物 拠点回収 使用済み天ぷら油、 リサイクル業者 使用済み小型家電 登録業者による回収 リサイクル業者 古紙類、ガラスびん類、金属類、布類 集団回収 可燃物 不燃物 自己搬入 又は 許可業者による搬入 事業系一般 リサイクル業者 資源物 【し尿】 許可業者 便槽の汲み取り 山鹿植木広域行政 (おおむね月1回) 事務組合山鹿衛生 市民(家庭) 許可業者 浄化槽の清掃 (年1回以上)

別表	₹1 平成26年度一般廃棄物収集i	軍搬業許可	業者 (平成26年4月1日	現在)
No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-13-92	096-353-2906
2	株式会社熊本清掃社	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1000-5	096-325-5353
3	有限会社エステーサービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西7-16-1	096-365-6644
4	株式会社明光	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本5-10-4	096-371-5977
5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区榎町16-7	096-360-2266
6	金岡商店株式会社		熊本県熊本市南区富合町釈迦堂611	096-358-3500
7	有限会社髙倉智将産業		熊本県熊本市南区白藤4-26-22	096-357-5364
8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町360-8	096-227-1450
9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
10	株式会社東部流通		熊本県熊本市東区花立3-15-20	096-369-3111
	有価物回収協業組合石坂グループ		熊本県熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
12	株式会社八木運送		熊本県熊本市東区健軍3-3-5-101	096-286-8611
13	飯島 キヨミ (飯島産業)	862-0970	熊本県熊本市東区渡鹿8-2-1	096-366-7032
	九州郵弘有限会社		熊本県熊本市北区高平2-2-23	096-325-2735
15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区麻生田5-33-6	096-339-5796
16	大東商事株式会社		熊本県熊本市北区楠野町453-1	096-245-4800
	株式会社永野商店		熊本県熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
18	JR九州メンテナンス株式会社	860-0051	熊本県熊本市西区春日3-15-1	096-353-3065
19	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-10-18	096-389-7442
	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5283	熊本県熊本市西区松尾町上松尾14-4	096-329-4159
	株式会社西原商店	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路口町3333	096-223-0970
	有限会社クリンケア産業		熊本県熊本市南区江越2-7-12	096-379-7011
24	有限会社旭清掃社		熊本県熊本市東区上南部2-19-1	096-389-1911
25	有限会社森山商店	860-0004	熊本県熊本市中央区新町1-6-26	096-352-4956
26	山下 鶴住(山下商店)	861-8030	熊本県熊本市東区小山町1667-11	096-380-2756
27	有限会社ケイケイ環境サービス		熊本県熊本市西区上代5-9-18 熊本県熊本市南区並建町541	096-353-2452 096-227-0153
29	有限会社村岡商会 ひろせ梱包運輸株式会社	861-5263 862-0967	熊本県熊本市南区流通団地2-15-1	096-227-0153
30	株式会社東和		熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
_	株式会社サンレイメディカル		熊本県熊本市東区戸島1-3-111	096-279-4311
_	株式会社くまもと流通		熊本県熊本市東区尾/上2-18-10	096-384-9162
	熊本綜合管理株式会社		熊本県熊本市東区石原1-11-24	096-389-1122
	林田 清隆 (肥後環境サービス)		熊本県熊本市南区南高江1-15-36	096-358-3961
_	株式会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町1205-5	096-389-7151
	株式会社三勢		熊本県熊本市中央区帯山3-8-44	096-383-2341
37	株式会社協働社		熊本県熊本市東区御領5-9-75	096-389-2720
38	株式会社中山商店	861-0133	熊本県熊本市北区植木町投刀塚15	096-272-0100
39	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	096-338-6421
40	株式会社前田産業		熊本県熊本市南区島町5-7-3	096-358-6600
41	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-8-35	096-357-0070
42	西部環境開発株式会社		熊本県熊本市西区八島2-1-25	096-356-4359
43	有限会社オー・エス収集センター	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
44	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合		熊本県熊本市南区流通団地1-31	096-379-8100
45	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見7-13-70	096-356-5658
10	[H M A L / / / / / / /	501 1101	W. T. N. W. A. III III E YE YE I 10 10	220 000 0000

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4-3-13	096-325-2911
47	有限会社宇都宮産業	861-5515	熊本県熊本市北区大鳥居町824	096-245-1005
48	有限会社銀杏ビルサービス	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1516	096-322-2588
49	有限会社タケシタ	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻字辻524-1	096-206-6268
50	有限会社西原運輸	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
51	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領2-3-36	096-380-0900
52	熊本新明産業株式会社	861-4106	熊本県熊本市南区南高江3-3-53	096-357-1773
53	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山2-28-23	096-388-7229
54	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町轟1309-1	096-275-5801
55	有限会社RiverField	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
56	協業組合熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757-14	096-368-3788
57	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町172	096-361-3106
58	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町682-10	096-242-1057
59	株式会社グリーンロジスティクス	861-0000	熊本県熊本市北区鶴羽田4-7-7-206	096-345-8543
60	有限会社勲栄総建	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西4-3-1	096-369-9433
61	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町1055-21	096-346-6667
62	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町276-4	096-275-2660
63	河原 和典(GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井5-2-14	096-356-7325
64	有限会社トライアングル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島2-5-105	096-213-3223
65	下田 国子(娯美社)	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山3-16-11	096-385-2855
66	植木 祐成 (リサイクルセンタースッキリ)	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西4-2-58	096-284-5300
67	株式会社熊本スキルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見3-12-68	096-324-1292
68	株式会社めがクリーン	861-2102	熊本県熊本市東区沼山津2-11-20	096-367-7009
69	株式会社リサイクルくる	861-8041	熊本県熊本市東区戸島5-10-187	096-388-0912
70	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4156	熊本県熊本市南区富合町田尻950-1	096-357-6631
71	栗原 志保(リサイクルワンピース)	861-8003	熊本県熊本市北区楠5-8-1	096-288-1821
72	有限会社松崎産業	861-5252	熊本県熊本市南区土河原町261	096-227-1552
73	株式会社オカムラ	869-0532	熊本県熊本市南区富合町南田尻950-1	096-358-4466
74	有限会社プログレ	861-4402	熊本県熊本市南区城南町鰐瀬2127-12	0964-28-5252
75	株式会社松清	869-0542	熊本県宇城市松橋町豊崎2104	0964-33-4659
76	廣田 晴夫 (ヒロタクリーンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井693-2	096-273-5920
	有限会社ユートピア・グリーン		熊本県熊本市北区植木町清水3916-2	096-273-5377
78	有限会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301
	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺5-4-15	096-359-6161
80	石原運送有限会社	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町4059-2	096-223-2926
81	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神1-10-38	096-367-5023
82	株式会社みなかみ	862-0947	熊本県熊本市東区画図町大字重富511-2	096-370-5448
83	社会福祉法人環友會	861-4101	熊本県熊本市南区近見9-10-50	096-325-0007
84	中川 二男(城山環境)	860-0068	熊本県熊本市西区上代8-20-25	096-329-6528
	株式会社エコ・クリーン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場1-13-27	096-327-9004
	株式会社アースT・K	860-0064	熊本県熊本市西区城山半田3-5-29	096-342-4787
87	有限会社東野商会	862-4211	熊本県熊本市南区城南町今吉野754-1	0964-28-8400
88	株式会社坂口商店	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-5-50	096-234-7920
89	有限会社馬場商店	860-0079	熊本県熊本市西区上熊本2-1-46	096-352-0113
90	株式会社サンウェイ	861-4237	熊本県熊本市南区城南町六田270-1	0964-27-8888

別表2 一般廃棄物処分業(中間処理)の許可業者(平成26年4月1日現在)

	関係 関				机应农业。在华	
業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
l		選別	平成12年12月20日	16 t /日 (8H)	【廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 「剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、	
l		破砕	平成12年12月20日	4.1 t/日(8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器 製品類	
1		破砕・選別	平成17年4月26日	32 t / 目 (8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器	
l		選別	平成3年3月1日	48 t / 目 (8H)	製品類	
İ		圧縮	平成3年3月1日	16 t / 日 (8H)	廃金属製品類(飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。)	
İ		圧縮	平成3年3月1日	5.6 t/日(8H)	廃金属製品類(飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。)	
İ		破砕・分級	平成12年9月30日	16 t / 目 (8H)	廃が ラス製品類、廃陶磁器製品類 (廃飲料 用容器に限る。)	
İ		選別	平成10年3月25日	4 t / 目 (8H)		
l		圧縮	平成10年3月25日	4.5 t/日(8H)	・ 廃プ ラスチック製品類	
有価物回収協 業組合石坂グ	熊本市東区 戸島町2874	破砕	平成13年9月27日	1 t/目(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス 製品類、廃陶磁器製品類(廃蛍光管に限 る。)	
ループ) шулдагі	破砕・減溶	平成17年3月15日	0.96 t/目(8H)	廃プラスチック製品類	
l		選別	平成12年8月31日	40 t/日(8H)		
İ		圧縮	平成12年8月31日	168 t /日 (8H)	・廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
İ		破砕(移動 式)・選別	平成16年8月20日	280 t /日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)	
1		選別・破砕・洗 浄	平成20年9月19日	17 t/日(16H)	廃プラスチック製品類(廃ペットボトルに限る。)	
İ		選別・破砕・洗浄	平成17年4月26日	200 t/日(8H)	廃が ラス製品類、廃陶磁器製品類 (廃飲料 用容器に限る。)	
İ		破砕	平成20年9月26日	9.6 t/日(8H)	古紙類	
l		選別・圧縮	平成20年9月26日	100 t /目 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類	
1		選別、圧縮・梱 包	平成23年8月9日	48 t /日 (8H)	男だれくり類、廃機群類、廃る機能類、 廃金属製品類、廃がうス製品類、廃陶磁器 製品類	
			平成2年9月	60 t/目(8H)		
l		NIII Eu	平成2年9月	20 t/目(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃カ゚ラ 製品類、廃木製品類	
l		選別	平成2年9月	80 t/目(8H)		
熊本新明産業 株式会社	熊本市南区南高江3-3-53		昭和60年5月	40 t /日 (8H)		
MAAIL		破砕	平成2年9月	160 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃かラス 製品類、廃木製品類	
İ		切断	昭和60年5月	80 t / 目 (8H)	廃金属製品類	
L		破砕・選別	平成24年12月	4.8 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類	
· 		選別	平成元年4月8日	60 t / 目	廃がうス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック 製品類	
İ		圧縮	平成7年9月4日	30t/日	廃金属製品類 (スチール缶に限る。)	
1		圧縮	平成9年3月4日	30t/日	廃金属製品類 (7)に缶に限る。)	
İ	 	破砕	平成11年9月10日	24 t /日	廃がうス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック 製品類	
株式会社熊本	熊本市南区 近見8-8-35		平成10年5月10日	80 t /日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃	
市リサイクル 事業センター		選別	平成21年10月8日	4.86 t /日	木製品類、剪定木くず、廃ガラス製品類、 廃金属製品類	
		圧縮	平成10年5月10日	80 t /日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類	
		破砕	平成7年9月4日	5.5 t/目	古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、 剪定木くず、廃カ゚ラス製品類、廃金属製品 類、廃コ゚ム製品類	
	熊本市西区 新港1-4-21	選別・破砕	平成20年6月16日	12 t /日	廃プラスチック製品類	
	熊本市西区		平成13年9月6日	108 t/日	食品廃棄物、草類、木類、ペーパーシュレッダー	
株式会社熊本 清掃社	沖新町字津端 4243-1	発酵堆肥化	平成15年9月6日	100 07 11	ダスト(事業系一般廃棄物に限る。)	
	沖新町字津端	発酵堆肥化 破砕 (移動式)	平成13年9月6日 平成17年7月28日	62.2 t /日	ケスト (事業系一般廃棄物に限る。) ・ ・ 前定木くず	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
				762.3 t /日 (24H)	廃プラスチック製品類
				1,143.6 t/日	古紙類
		7474 NRTH A		(24H) 1,528.5 t /日	 廃木製品類及び剪定木くず類
		破砕・選別・分級	平成19年10月30日	(24H) 457. 3 t / 日	 廃繊維類
				(24H) 4, 307. 5 t /日	
				(24H) 5,718 t/日	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				(24H) 1127.2 t/日	焼却灰
				(24H) 150.3 t/日	
				(24H)	アプラスチック製品類
				263 t /日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
		選別・分級(移 動式)	平成19年10月30日	225.4 t / 日 (24H)	古紙類
		(トロンメル)		90.2 t/日(24H)	廃繊維類
				849.2 t /日 (24H)	廃金属製品類
				1,127.2 t /日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
大東商事株式	熊本市西区新			1,277.5 t/日 (24H)	廃コンクリートくず類
会社	港1-4-22		平成19年10月30日	1,245.6 t/日 (24H)	焼却灰
		選別・分級(移動式) (傾斜スクリーン)		165.6 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類
				290. 4 t / 日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				249.6 t / 日 (24H)	 古紙類
				98.4 t /日 (24H)	虎繊維類
				938.4 t /日	廃金属製品類
				(24H) 1, 245. 6 t /日	 廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				(24H) 1,411.2 t/日	
		選別	平成19年10月30日	(24H) 1094. 27 t /日	DE-Y// 1 X / 399
) 送加	十成19年10月30日	(24H)	「京ママ。こって 万無川 口 半石
					廃プラスチック製品類
				237.6 t / 日 (24H)	
		圧縮		95.04 t /日 (24H)	
				984.96 t /日 (24H)	廃金属製品類
				1,188 t/目(24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
				53.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
		Name of the second	W-01/70 110 1	59.8 t /日 (8H)	古紙類
		選別	平成21年3月19日	40 t /日 (8H)	廃金属製品類
				40 t /日 (8H)	廃がうス製品類
社会福祉法人	熊本市南区近			40 t /日 (8H)	廃陶磁器製品類 原式 5.5.1.4. A # 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
環友會	見9-1439-1	圧縮	平成21年3月19日	51.2 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類
				60.8 t /日 (8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成21年3月19日	5.2 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類
		70L-76L	T- No. 7	5.84 t /日 (8H)	廃繊維類
		破砕	平成21年3月19日	4.8 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		溶融	平成21年3月19日	3.2 t/日(8H)	廃プラスチック製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
		選別	昭和52年4月8日	40 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
有限会社大和 観光資源開発	熊本市南区富合町田尻427-1	圧縮・梱包	平成2年11月1日	16 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
MEDE SA MANAGE	1 , 1 , 1 , 1 , 1	圧縮・梱包	昭和52年9月1日	24 t / 目 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社城南 曙生コンク リート	熊本市南区城南町塚原204-1	破砕	平成21年4月23日	4.5 t/日(8H)	剪定木くず類
				1.92 t/日(8H)	廃金属製品類
	熊本市南区城			0.6 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
株式会社西原商店	南町下宮地	選別、圧縮・梱 包	平成21年12月1日	1.2 t/日(8H)	古紙類
	903-1			0.88 t/日(8H)	廃繊維類
				0.5 t/日(8H)	廃ガラス製品類
株式会社はま 造園土木	熊本市北区龍 田町弓削字東 鶴595-3外	破砕	平成22年4月7日	4.532 t / 日	剪定木くず類
		溶解	平成22年7月15日	80 t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃コ゚ム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリー トくず類
		溶解・製紙	平成22年7月15日	4.8 t/日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃コン製品類、廃金属製品類、 廃かラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリー トくず類
		破砕・選別	平成22年7月15日	77.5 t /日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破砕・選別・造 粒	平成22年7月15日	74.9 t /日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		選別、圧縮・梱 包	平成22年7月15日	840 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃コ゚ム製品類、廃金属製品類、 廃がラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリー トくず類
株式会社エコポート九州	熊本市西区新 港1-4-9	破砕・洗浄・造 粒	平成22年7月15日	521.2 t/日(24H)	廃プラスチック製品類
		破砕・選別	平成22年7月15日	250.9 t/日(24H)	廃プラステック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃コン製品類、廃金属製品類、 廃がラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリー トくず類
		破砕・固化	平成22年7月15日	72 t /日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類
		選別、圧縮・梱包	平成22年7月15日	l094.4 t/目 (24H)	廃プラステック製品類、古紙類、廃コ A製品類、廃金属製品類、廃か ラス製品類、廃か ラス製品類、廃物 破器製品類 (これらのうち内容物が封入されたものを含む。)、廃木製品類、廃繊維類、廃コンクリートくず類
		圧縮・梱包	平成22年7月15日	340.8 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃 ゴム製品類、廃金属製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
		切断: 昭和55年4月1日 選別・切断		· 300 t/日(8H)	廃プラステック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃コンム製品類、 廃金属製品類、廃かラス製品類、廃コンクリート くず、廃陶磁器製品類	
		医加•切断	選別: 平成16年7月21 日			
				230.4 t/日(8H)	廃プラスチック製品類	
				144.0 t/目(8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
		選別∙破砕	平成19年11月27日	178.4 t/日(8H)	廃コンクリートくず	
				230.4 t /日 (8H)	古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金原製品類、廃金原製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
			圧縮:			
		選別・圧縮	昭和55年4月1日 選別:	10 t / 目 (8H)	 廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類	
			選別: 平成16年7月21 日			
株式会社星山	熊本市北区武 蔵ヶ丘9-5-76	能太市北区計	選別	平成19年11月27日	32 t /日 (8H)	原プ・ラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃プム製品類、 廃金属製品類、廃が ラス製品類、廃コンクリート 製品類、廃陶磁器製品類
商店		圧縮	平成19年11月27日	115.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、原 金属製品類	
			分解·分別	平成14年8月6日	2.7 t/目(8H)	廃7 [°] 7スチック製品類、廃金属製品類、廃カ゚ラ製品類、廃陶磁器製品類
		選別・破砕	平成23年2月7日	2.4 t/日(8H)	廃プラスチック製品類	
				2.1 t/日(8H)	古紙類	
				3.8 t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
				0.8 t/日(8H)	廃繊維類	
				3.6 t/目(8H)	廃ゴム製品類	
				3.5 t/目(8H)	廃金属製品類	
				4.9 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類	
				4.8 t /日 (8H)	 古紙類	
				4.2 t /日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
		選別•切断	平成23年2月7日	4.6 t/目(8H)	 廃繊維類	
				4.9 t/日(8H)	廃ゴム製品類	
				4.4 t/日(8H)	廃金属製品類	
有限会社 オー・エス収 集センター	熊本市北区楠 野町字板倉 1010外	選別・圧縮	平成22年10月13日	25 t /日 (7H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃金属製品 類、廃カ゚ラス製品類、廃陶磁器製品類	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
				48.87 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		選別・圧縮	平成11年4月11日	115.04 t /日 (8H)	古紙類
				103.2 t/日(8H)	廃繊維類
		選別∙破砕	平成22年9月14日	17.8 t/日(8H)	古紙類
	熊本市北区室		平成22年9月14日	175.2 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
	園町10-22	選別	T)(227-3),111 p	217.6 t/日(8H)	古紙類
			平成21年11月5日	205.6 t/日(8H)	廃繊維類
				222.96 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類
		選別·圧縮	平成21年11月5日	222.96 t /日 (8H)	古紙類
				201.84 t /日 (8H)	廃繊維類
				198.88 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類
株式会社永野		圧縮	平成22年9月14日	198.88 t / 目 (8H)	古紙類
商店	熊本市北区四 方寄町1444			180.4 t/日(8H)	廃繊維類
		選別	平成17年3月18日	20 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃がラス製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料水等が封入されたものを含む。)
		圧縮	平成21年11月5日	9.6 t /日 (8H)	廃金属製品類(スチール缶用)
				19.8 t/目(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	14.48 t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	60.7 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
			十,从22十9万14日	43.93 t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年9月14日	4 t / 日 (8H)	廃金属製品類(アルミ缶用)
		破砕·減容固化	平成15年10月28日	0.96 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		選別∙破砕	平成19年3月6日	3.2 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類
		圧縮・梱包	平成25年2月15日 平成23年7月22日	290.8 t /日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
			平成25年2月15日	(()	
株式会社中山	7	圧縮	平成23年7月22日	5.3 t/目(8H)	廃金属製品類
商店	木町投刀塚15 	減容	平成25年2月15日	0.64 t/日(8H)	廃プラスチック製品類(廃発泡スチロールに限る。)
		破砕	平成25年2月15日	4.7 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、剪定木くず類、廃木製品類、廃繊維類、廃プ [*] ム製品類、廃金属製品類

				/	
別表 3	平成26年度一般廃棄	「物」() 尿) 収售電搬業者	(巫成り6年4	日1日現在)

/4 4 2	1 /•/(=	- 1 00 1000001010	0 //11/ /////		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
No.		名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	株式会社	環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4丁目3番13号	096-325-2911
2	株式会社	東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
3	株式会社	協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5丁目9番75号	096-389-2720
4	株式会社	健康舎	861-8074	熊本県熊本市北区清水本町19番14号	096-343-3511
5	有限会社	旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2丁目19番1号	096-389-1911
6	協業組合	熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757番地14	096-368-3788
7	有限会社	熊本ニシカン	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町665番地1	096-245-3886
8	有限会社	宮崎清掃社	861-4145	熊本県熊本市南区富合町大町909-4	096-357-8597
9	有限会社	安達商会	861-4223	熊本県熊本市南区城南町藤山3280番地1	0964-28-6088
10	有限会社	松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301

告 示 第 6 8 6 号 平成26年10月1日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号)第15条第1項の規定に基づき、市の処理施設へ持ち込んで処分することができる産業廃棄物及びその他持ち込みに関する事項を次のとおり定め、平成27年4月1日から適用する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 排出区域 熊本市全域

2 市の処理施設

名称	所在地
東部環境工場	熊本市東区戸島町2570番地
西部環境工場	熊本市西区城山薬師町363番地
扇田環境センター	熊本市北区貢町1567番地

3 持ち込み基準

(1) 種類及び量

市の処理施設に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量は、基本的に民間で処理が困難なものとし、次のとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(環境工場に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量)

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
汚泥 (市の施設から排出されるものに限る。)	1
廃プラスチック類	200キログラム まで
動植物性残さ	1トンまで
紙くず (建設業に係るもの。) 、繊維くず (建設業に係るもの。)	合計1トンまで

(扇田環境センターに持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量)

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
燃えがら(市の施設から排出されるものに限る。)	
廃プラスチック類(環境工場で処理困難なものに限る。)、金属 くず(他廃棄物と密着不可分なものに限る。)、ガラスくず及び 陶磁器くず(廃石膏ボード及び水銀を含む廃蛍光管を除く。)	合計1トンまで

※持ち込み可能量は、1排出事業者又は1産業廃棄物収集運搬業者が1日に持ち込める量

(2) その他の基準

(1)に示すものであっても、次のものは持ち込むことはできない。

- ア 資源化できるもの
- イ 市の処理施設で処分が困難なもの
- ウ PCBが付着又は封入されているもの
- エ 爆発などの危険性のあるもの
- オ 医療関係機関から排出されるものについては、感染の恐れがあるもの
- カ 有害物質を含むもの
- キ 汚泥については、含水率85パーセント以上のもの
- ク 自動車等を破砕したもの (シュレッダーダスト)
- ケ 水銀が付着又は封入されているもの
- 4 持ち込み日

1月4日から12月28日まで(ただし、日曜日を除く)

5 持ち込み時間

午前8時30分から午後4時30分まで

6 手数料の支払方法

現金又は廃棄物処理券による支払い

7 処分方法

焼却又は埋立

8 事前承認が必要な事業者 医療・保健衛生業の事業者

- 9 その他の順守事項
 - (1) 環境工場においては、最大積載量が4トン以下の車両で持ち込むこと。
 - (2) 市の処理施設内においては、受入検査に協力し、係員の指示に従うこと。
 - (3) 市の処理施設で産業廃棄物を処分しようとする排出事業者は、市と委託契約を結ぶこと。
 - (4) 市の処理施設で産業廃棄物を処分する際は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用すること。

告 示 第 6 8 7 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定に基づき設置した熊本市要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関を次のように変更したので、同条第3項の規定により告示する。

能本市長 幸 山 政 史

1 当該地域協議会を構成する機関の追加

別表第1 (第3条関係)

国又は地方公共団体の機関(児童福祉法第25条の5第1号)

• 教育委員会事務局学務課

告示第688号 平成26年10月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5 4条第2項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No	. 医療機関の名称	聚機関の名称 医療機関の所在地 指定期間			
1	さくら調剤薬局 保田窪店	熊本市東区保田窪本 町13-1	平成26年10月1日 ~ 平成32年9月30日		

告示第689号 平成26年10月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第2 9条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示 する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) ヘルパーステーションサンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422
 - (2) 就労移行支援事業所在宅就労支援事業団 熊本市東区下南部一丁目1番72号
 - (3) ライフロード 熊本市北区植木町岩野49番地2
 - (4) ファイブシュガー 熊本市西区城山上代町字油免128番地2
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 合同会社 サンスマイル 熊本市南区野田二丁目9番12号 松本 由美
 - (2) 特定非営利活動法人在宅就労支援事業団 熊本市東区下南部一丁目1番72号 田中 良明
 - (3) 株式会社ZET 熊本市北区清水本町2番18-205号 橋口 尚史
 - (4) 株式会社ファイブシュガー 熊本市西区城山上代町字油免128番地2 後藤 秀敏
- 3 指定年月日 平成26年10月1日
- 4 障害福祉サービスの種類
 - (1) 居宅介護、重度訪問介護
 - (2) 就労移行支援
 - (3) 就労継続支援A型
 - (4) 就労継続支援A型
- 5 主たる対象とする障害の種類
 - (1) 特定なし
 - (2) 特定なし
 - (3) 知的障害者、精神障害者、難病患者
 - (4) 特定なし

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児通所支援事業者を指定 したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により告示する。

告示第690号 平成26年10月1日

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

寺子屋一休

熊本市北区徳王二丁目1番51号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

一般社団法人オルタナ

熊本市西区池田二丁目25番45号 泉 俊雄

3 指定年月日

平成26年10月1日

4 障害児通所支援サービスの種類 放課後等デイサービス

告 示 第 6 9 1 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、共同生活援助を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 廃止した事業所の名称及び所在地 グループホームさんぷうか 水前寺 熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 特定非営利活動法人 山風華 熊本県上益城郡山都町下名連石582番地

理事長 甲斐 利幸

3 廃止した事業の種類 共同生活援助

4 廃止年月日

平成26年9月30日

告 示 第 6 9 2 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 廃止した事業所の名称及び所在地 ワークトレーニングさんぷうか 熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 特定非営利活動法人 山風華 熊本県上益城郡山都町下名連石582番地 理事長 甲斐 利幸

- 3 廃止した事業の種類 就労移行支援
- 4 廃止年月日

平成26年9月30日

告 示 第 6 9 3 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地 けあら一ず水前寺 指定訪問介護事業所 熊本市中央区水前寺五丁目18番13号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名株式会社セラム愛知県名古屋市北区大曽根一丁目26番23号 代表取締役 東 善郎
- 3 廃止した事業の種類 居宅介護、重度訪問介護
- 4 廃止年月日 平成26年9月30日

告示第694号 平成26年10月2日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域				
		区間	旧新の別	敷地の幅 員(m)	延長 (m)	
1 - 406	下通2丁目水	中央区下通二丁目 9番 1 地先から 中央区水道町 6番 3 地先まで	旧	4. 0 ~ 13. 5	625. 0	
	道町第1号線	中央区下通二丁目 9番 1 地先から 中央区水道町 6番 3 地先まで	新	4. 0 ~ 17. 8	625.0	

告示第695号

平成26年10月2日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 幸 山 政 史

数 知乎 日.	四夕公白 夕	道路の区域	供用開始の期日	
整理番号	路線名	区 間		
1-406	下通2丁目水 道町第1号線	中央区下通二丁目9番1地先から 中央区水道町6番3地先まで	平成26年10月2日	

告示第696号 平成26年10月2日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 幸 山 政 史

del como en	路線名	道路の区域					
整理番号		区間	旧新の別	敷地の幅 員(m)	延長 (m)		
116-1801	近見町第1	南区近見八丁目1255番1地先から 南区近見八丁目1251番1地先まで	旧	2. 0 ~ 2. 0	69.5		
	00号線	南区近見八丁目1255番1地先から 南区近見八丁目1251番1地先まで	新	3. 0 ~ 3. 0	69.5		

告 示 第 6 9 7 号 平成 2 6 年 1 0 月 2 日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

救田釆早	路線名	道路の区域	供用開始の期日	
整理番号 路線名		区間	(共用)州が7797日	
16-180	近見町第10 0号線	南区近見八丁目1255番1地先から 南区近見八丁目1251番1地先まで	平成26年10月2日	

告示第698号

平成26年10月3日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第1

3条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条 第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成26年9月1日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、西区松 尾町上松尾5329、並木坂エリア
 - イ 平成26年9月2日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区新町三丁目1、北区 室園町15-19
 - ウ 平成26年9月3日 中央区新大江二丁目28、中央区大江五丁目1-40熊本市交通局
 - エ 平成26年9月4日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
 - 才 平成26年9月5日 熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場、熊本駅駐輪場、 中央区宮内3-1
 - カ 平成26年9月8日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、北区龍田町弓削1099-32
 - キ 平成26年9月9日 南区平田二丁目14、北区楡木二丁目7
 - ク 平成26年9月10日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア
 - ケ 平成26年9月11日 熊本駅駐輪場
 - コ 平成26年9月12日 銀座通りエリア、熊本駅駐輪場、手取エリア、新市街エリア、西区 春日三丁目熊本駅前、並木坂エリア
 - (2) 保管の場所 平成第2自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成27年1月3日まで
- 2 移動・保管台数

自転車 171台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成第2自転車保管所(電話 096-370-5606)

熊本市中央区平成二丁目235番(平成跨線橋下)

告示第699号

平成26年10月3日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称	粉島	物士·担元·	保管	
加工口	又は種類	 	10000000000000000000000000000000000000	開始日	

9月16日	立看板等	1	保田窪本町	9月17日
	はり札等	3	土河原町・上高橋	0 0 0
9月19日	立看板等	4	江津	9月20日
9月22日	はり札等	2 4	砂原町・長嶺南・帯山・小山・上 南部	9月23日
	立看板等	1	月出	97231
9月26日	はり札等	7	戸島・下通	9月27日
9月27日	はり札等	8	近見・刈草・上通町	9月28日
9月29日	はり札等	1 0	上通町・新屋敷・大江・九品寺・ 小山	9月30日
9月30日	はり札等	1	手取本町	10月1日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第700号

平成26年10月3日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条の規定に基づく交付要求通知書の送達を受ける べき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本 市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

1人

2 送達する書類名 交付要求通知書

告示第701号

平成26年10月3日

国税通則法(昭和37年法律第66号)第38条第1項の規定に基づく納期限変更告知書の送達を 受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及 び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

国税通則法第38条第1項に基づく納期限変更告知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載 省略)

1人

告 示 第 7 0 2 号 平成 2 6 年 1 0 月 6 日

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則(平成6年規則第63号)第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
増田 曜章	神経内科	熊本大学医学部 付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成24年1月30日
金澤 尚徳	循環器内科	熊本大学医学部 付属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成26年9月30日

告 示 第 7 0 3 号 平成26年10月6日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5 4条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき 告示する。

熊本市長 幸山政史

			账 个川文	辛 山 政 史
医療機関名	所在地	担当する医 療の種類	主担当医師 • 薬剤師名	指定年月日
保険調剤薬局 アシスト	熊本市東区長嶺西一丁目 6-95	調剤	村田秀博	平成26年10月1日
ふじさん薬局	熊本市中央区国府二丁目 17-35	調剤	藤原裕久	平成26年10月1日
なないろ薬局 山ノ神店	熊本市東区山ノ神二丁目 14-90	調剤	窪 隆介	平成26年10月1日
みよし薬局 おやま店	熊本市東区小山六丁目 1 446-6	調剤	有働 卓正	平成26年10月1日
訪問看護ステー ションすなとり	熊本市中央区神水一丁目 14-41	訪問看護	_	平成26年10月1日
めいご薬局	熊本市中央区南千反畑町 14-27	調剤	深町純久	平成26年10月1日
あおい薬局 帯山店	熊本市中央区帯山三丁目 15-11	調剤	森季子	平成26年10月1日
託麻中央薬局	熊本市東区西原一丁目2	調剤	高田 良子	平成26年10月1日
ゆうかり調剤薬局	熊本市中央区新町二丁目 4-74	調剤	中原 みその	平成26年10月1日
太陽堂薬局 小楠公園前店	熊本市東区沼山津四丁目 1-21	調剤	灘 和孝	平成26年10月1日
えず調剤薬局	熊本市東区江津二丁目27-32	調剤	渕上 映子	平成26年10月1日

告 示 第 7 0 5 号 平成26年10月7日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、就労継続支援A型を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 廃止した事業所の名称及び所在地 エンジェル 熊本市西区花園町五丁目34番26号

2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

株式会社 天使の翼

熊本県宇城市松橋町久具134番地

松田 嘉孝

3 廃止した事業の種類 就労継続支援A型

4 廃止年月日平成26年9月30日

告 示 第 7 0 6 号 平成26年10月7日

市道の路線を次のように認定するので、道路法(昭和27年法律第180号)第9条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山 政史

路線名	起点
	終点
楡木2丁目第2号	北区楡木二丁目1535番9地先
線	北区楡木二丁目1535番14地先
龍田8丁目第3号	北区龍田八丁目1166番13地先
線	北区龍田八丁目1167番26地先
月出3丁目第4号線	東区月出三丁目2432番532地先
	東区月出三丁目2432番531地先
佐土原2丁目第2 号線	東区佐土原二丁目387番14地先
	東区佐土原二丁目387番18地先
佐土原2丁目第3 号線	東区佐土原二丁目508番4地先
	東区佐土原二丁目508番9地先
桜木6丁目第6号 線	東区桜木六丁目339番1地先
	東区桜木六丁目339番18地先
	楡木2丁目第2号線 龍田8丁目第3号線 月出3丁目第4号線 佐土原2丁目第2号線 佐土原2丁目第3号線

14-148	壬宫笠 1 7 日始	東区画図町大字重富956番3地先
14-140	重富第17号線	東区画図町大字重富948番1地先
16 149	南高江6丁目第2	南区南高江六丁目277番1地先
16-148	号線	南区南高江六丁目275番1地先
1.7. 0.0	上ノ郷2丁目第3	南区上ノ郷二丁目188番1地先
17-20	号線	南区上ノ郷二丁目191番地先
17 79	野口3丁目第1号	南区野口三丁目1202番地先
17-78	線	南区野口三丁目1143番4地先
17 406	野口3丁目第3号	南区野口三丁目1140番1地先
17-496	線	南区野口三丁目984番地先
17 407	野口3丁目第4号	南区野口三丁目1212番1地先
17-497	線	南区野口三丁目1213番5地先
17-498	野口3丁目第5号線	南区野口三丁目1154番5地先
17-498		南区野口三丁目1154番9地先
17-499	野口3丁目第6号線	南区野口三丁目1150番9地先
17-499		南区野口三丁目1150番5地先
22-160	中島町第39号線	西区中島町769番2地先
22-100		西区中島町767番6地先
23-880	長嶺東2丁目第1	東区長嶺東二丁目1735番9地先
23-860	3号線	東区長嶺東二丁目1735番1地先
23-881	小山5丁目第3号	東区小山五丁目1105番2地先
23-001	線	東区小山五丁目1107番1地先
7-527	島崎4丁目第20	西区島崎四丁目273番1地先
1 - 3 2 1	号線	西区島崎四丁目273番4地先
16-310	元三町2丁目第1	南区元三町二丁目153番6地先
10-310	号線	南区元三町二丁目1939番地先
23-882	長嶺西3丁目第1	東区長嶺西三丁目2693番1地先
23-002	号線	東区長嶺西三丁目2660番2地先

00 000	戸島西4丁目第6	東区戸島西四丁目3197番3地先
23-883	号線	東区戸島西四丁目3197番5地先
0 1065	龍田3丁目第1号	北区龍田三丁目2531番261地先
9-1065	線	北区龍田三丁目2393番地先
1.5	良町1丁目田井島	南区良町一丁目152番1地先
15-695	3丁目第2号線	南区田井島三丁目416番2地先
1.5	田井島3丁目良町	南区田井島三丁目457番地先
15-696	1丁目第1号線	南区良町一丁目235番1地先
15-697	田井島3丁目第8	南区田井島三丁目285番2地先
15-697	号線	南区田井島三丁目310番1地先
15-698	田井島3丁目第9	南区田井島三丁目487番1地先
15-698	号線	南区田井島三丁目449番地先
15-699	田井島3丁目第1 0号線	南区田井島三丁目486番1地先
15-699		南区田井島三丁目456番地先
15-700	田井島3丁目第1 1号線	南区田井島三丁目482番1地先
13-700		南区田井島三丁目457番地先
15-701	田井島3丁目第1 2号線	南区田井島三丁目480番1地先
13-701		南区田井島三丁目478番地先
15-702	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目479番地先
13-702	3号線	南区田井島三丁目464番地先
15-703	田井島3丁目良町	南区田井島三丁目186番3地先
15 705	1丁目第2号線	南区良町一丁目185番4地先
15-704	良町1丁目第4号	南区良町一丁目193番3地先
10 704	線	南区良町一丁目193番1地先
15-705	田井島3丁目良町	南区田井島三丁目190番地先
10 700	1丁目第3号線	南区良町一丁目194番地先
15-706	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目393番1地先
13 700	4 号線	南区田井島三丁目395番1地先

		T
15-707	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目456番地先
13-707	5号線	南区田井島三丁目412番2地先
15-708	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目388番地先
15-706	6 号線	南区田井島三丁目411番地先
15-99	田井島3丁目第5	南区田井島三丁目343番地先
13-99	号線	南区田井島三丁目416番1地先
15-709	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目448番3地先
15-709	7 号線	南区田井島三丁目385番1地先
15-710	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目388番地先
15-710	8号線	南区田井島三丁目385番1地先
15-711	田井島3丁目第1	南区田井島三丁目320番地先
15-711	9 号線	南区田井島三丁目321番地先
15-712	田井島3丁目第2 0号線	南区田井島三丁目312番3地先
15-712		南区田井島三丁目319番地先
15-713	田井島3丁目第2 1号線	南区田井島三丁目310番1地先
15-715		南区田井島三丁目319番地先
15-714	田井島3丁目良町 1丁目第4号線	南区田井島三丁目312番1地先
10 714		南区良町一丁目203番地先
15-715	田井島3丁目良町 1丁目第5号線	南区田井島三丁目309番1地先
10 710		南区良町一丁目209番1地先
15-716	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目307・308番地先
10 /10	2号線	南区田井島三丁目306番地先
15-717	田井島3丁目良町 1丁目第6号線	南区田井島三丁目307・308番地先
		南区良町一丁目215番1地先
15-718	田井島3丁目良町	南区田井島三丁目305番地先
	1丁目第7号線	南区良町一丁目216番地先
15-719	良町1丁目第5号	南区良町一丁目228番地先
10 /10	線	南区良町一丁目217番地先

15-720	田井島3丁目良町	南区田井島三丁目306番地先
13-720	1丁目第8号線	南区良町一丁目217番地先
15-721	良町1丁目第6号	南区良町一丁目 2 2 7 番地先
13-721	線	南区良町一丁目233番1地先
15-722	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目301番3地先
13-722	3号線	南区田井島三丁目297番1地先
15-723	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目304番1地先
13-723	4号線	南区田井島三丁目305番地先
15-724	田井島3丁目良町1丁目第9号線	南区田井島三丁目287番地先
13-724		南区良町一丁目237番1地先
15-725	田井島3丁目第2 5号線	南区田井島三丁目 2 9 3 番地先
15-725		南区田井島三丁目 2 9 0 番地先
15-726	田井島3丁目第2 6号線	南区田井島三丁目289番地先
15-726		南区田井島三丁目 2 9 0 番地先
15-727	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目273番地先
15-727	7号線	南区田井島三丁目310番2地先
15-728	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目283番地先
10-728	8号線	南区田井島三丁目279番1地先
15-729	田井島3丁目第2	南区田井島三丁目264番3地先
15-729	9号線	南区田井島三丁目281番1地先

告 示 第 7 0 7 号 平成26年10月7日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	起点
登理番万		終点
1 4 1 4 0	壬宫佐 1 7 日始	画図町重富962番地先
14-148	重富第17号線	画図町重富957番地先

17-20	上ノ郷町第15号	上ノ郷町189番1地先
17-20	線	上ノ郷町187番地先
17-78	野口3丁目第1号	野口三丁目1202番地先
17-70	線	野口三丁目984番地先
16-310	元三町第32号線	元三町153番1地先
10-310		元三町1941番地先
15-99	田井島3丁目第5	南区田井島三丁目343番地先
	号線	南区田井島三丁目417番地先

告 示 第 7 0 8 号 平成26年10月7日

市道の区域を次のように決定するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 幸 山 政 史

		文中不沢	- 平 川	以义
整理番号	路線名	起点	路面幅員	延長 (m)
		終点	(111)	(111)
9-1064	楡木2丁目第	北区楡木二丁目1535番9地先	5. 0~	106.2
3 1004	2号線	北区楡木二丁目1535番14地先	9. 4	100. 2
10-801	龍田8丁目第	北区龍田八丁目1166番13地先	4. 0~	38. 4
10 801	3 号線	北区龍田八丁目1167番26地先	20.8	50. 4
12-1126	月出3丁目第	東区月出三丁目2432番532地先	5. 0~	172.5
12-1126	4号線	東区月出三丁目2432番531地先	9. 3	
12-1127	佐土原2丁目 第2号線	東区佐土原二丁目387番14地先	4. 5~	37. 1
12-1127		東区佐土原二丁目387番18地先	9. 5	
12-1128	佐土原2丁目 第3号線	東区佐土原二丁目508番4地先	5. 0~	44.8
12-1128		東区佐土原二丁目508番9地先	15.0	
13-480	桜木6丁目第 6号線	東区桜木六丁目339番1地先	5. 0~	0.0 4
13-480		東区桜木六丁目339番18地先	10.0	82. 4
1 4 - 1 4 9	重富第17号	東区画図町大字重富956番3地先	6. 0~	112.7
14-148	線	東区画図町大字重富948番1地先	11.5	114.7
	南高江6丁目第2号線	南区南高江六丁目277番1地先	4. 0~	
16-148		南区南高江六丁目275番1地先	9. 0	71. 5

	T			
17-20	上ノ郷2丁目	南区上ノ郷二丁目188番1地先	5. 0~	114.1
	第3号線	南区上ノ郷二丁目191番地先	10.4	
17-78	野口3丁目	南区野口三丁目1202番地先	2. 1~	124.3
	第1号線	南区野口三丁目1143番4地先	2. 9	121.0
17-496	野口3丁目	南区野口三丁目1140番1地先	2. 1~	146.2
17 430	第3号線	南区野口三丁目984番地先	2. 1	140.2
17-497	野口3丁目	南区野口三丁目1212番1地先	5. 0~	168.1
17-497	第4号線	南区野口三丁目1213番5地先	5. 8	100.1
17-498	野口3丁目	南区野口三丁目1154番5地先	6. 0~	53.1
17-490	第5号線	南区野口三丁目1154番9地先	10.3	55. 1
1.7. 4.0.0	野口3丁目	南区野口三丁目1150番9地先	5. 0~	4 7 4
17-499	第6号線	南区野口三丁目1150番5地先	15.0	41.4
0.0 1.00	中島町第39	西区中島町769番2地先	5. 0~	84.8
22-160	号線	西区中島町767番6地先	10.2	
0.0.00	長嶺東2丁目第13号線	東区長嶺東二丁目1735番9地先	4. 5∼	50. 5
23-880		東区長嶺東二丁目1735番1地先	8. 7	
0.9 0.01	小山5丁目	東区小山五丁目1105番2地先	5. 1~	52.4
23-881	第3号線	東区小山五丁目1107番1地先	9. 8	
7-527	島崎 4 丁目 第20号線	西区島崎四丁目273番1地先	4. 1~	35.8
7-527		西区島崎四丁目273番4地先	9. 2	33. 8
1.0 0.1.0	元三町2丁目	南区元三町二丁目153番6地先	4. 0~	87.6
16-310	第1号線	南区元三町二丁目1939番地先	8. 5	87. 0
0.0.00	長嶺西3丁目	東区長嶺西三丁目2693番1地先	4. 0~	1 4 1 0
23-882	第1号線	東区長嶺西三丁目2660番2地先	9. 0	141.2
0.0.00	戸島西4丁目	東区戸島西四丁目3197番3地先	5. 0~	1.7.1
23-883	第6号線	東区戸島西四丁目3197番5地先	5. 0	17. 1
0 1005	龍田3丁目	北区龍田三丁目2531番261地先	4. 7~	2044
9-1065	第1号線	北区龍田三丁目2393番地先	17. 5	384.4
	良町1丁目田	南区良町一丁目152番1地先	9. 0~	
15-695	井島3丁目	南区田井島三丁目416番2地先	13. 8	658.5
	第2号線			

第16号線 南区田井島三丁目411番地先 10.4 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 3.0~ 179.5 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5					
1号標	15-696	良町1丁目第	南区田井島三丁目457番地先	9. 0~	
15-697 第8号線 南区田井島三丁目 4 8 7番1 地先 10.3 23.2 137.7 15-698 第月分線 南区田井島三丁目 4 8 7番1 地先 前区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 前区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 前区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 前区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 前区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 10.3 101.5 15-700 15-701 第11号線 南区田井島三丁目 4 8 6番1 地先 前区田井島三丁目 4 7 8番地先 10.4 115.9 前区田井島三丁目 4 7 8番地先 10.7 125.8 前区田井島三丁目 4 6 4番地先 10.7 125.8 前区田井島三丁目 1 8 6番3 地先 10.7 125.8 前区田井島三丁目 1 8 6番3 地先 10.7 125.8 前区町十島三丁目 1 8 5番4 地先 10.7 124.5 前区町一丁目 1 9 3番1 地先 前区町一丁目 1 9 3番1 地先 前区町一丁目 1 9 3番1 地先 10.3 94.2 15-705 前町町十島三丁目 1 9 3番1 地先 前区町一丁目 1 9 3番1 地先 10.3 174.0 15-706 第14号線 前区田井島三丁目 3 9 3番1 地先 前区町井島三丁目 3 9 3番1 地先 10.3 106.0 15-708 前工日井島三丁目 3 8 8番地先 10.7 10.3 106.0 15-708 前工日 第15号線 前区田井島三丁目 4 1 2番2地先 10.3 106.0 15-99 第5号線 前区田井島三丁目 3 4 3番地先 前区田井島三丁目 4 1 1 番地先 10.4 77.0 15-709 前工日 1 8 3 7 1 前区田井島三丁目 3 4 3番地先 10.6 179.5 前区田井島3丁目 前区田井島三丁目 4 1 6番1 地先 10.6 179.5 15-709 15-709 前工日 1 8 3 7 1 前区田井島三丁目 3 4 3番地先 10.6 179.5 15-709 15-709 前工日 1 8 3 7 1 前区田井島三丁目 3 4 3番地先 10.6 179.5 15-709 15-709 前工日 1 8 3 7 1 前区田井島三丁目 4 1 6番1 地先 10.6 179.5 15-709 15-709 前工日 1 8 3 7 1 前区田井島三丁目 4 1 6番1 地先 10.6 179.5 15-709			南区良町一丁目235番1地先	20.8	723.2
第8号線 南区田井島二丁目310番1地先 23.2 15-698		田井島3丁目	南区田井島三丁目285番2地先	9. 0~	
15-698 第9号線 南区田井島三丁目449番地先 10.3 84.0 15-699 第10号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 101.5 15-700 田井島3丁目 第11号線 南区田井島三丁目456番地先 10.6 97.9 15-701 田井島3丁目 第12号線 南区田井島三丁目478番地先 10.6 115.9 15-702 田井島3丁目 第13号線 南区田井島三丁目478番地先 10.7 125.8 15-703 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目186番3地先 10.7 125.8 15-704 民町1丁目 第6民町一丁目193番3地先 10.3 124.5 15-705 民町1丁目 第4号線 南区田井島三丁目193番1地先 10.3 124.5 15-706 田井島3丁目 民町1丁目 第14号線 南区田井島三丁目193番1地先 10.3 124.0 15-707 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目393番1地先 10.3 8.5 8.9 174.0 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目412番2地先 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 106.0 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 市区田井島三丁目416番1地先 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三丁田416番1地上 市区田井島三田416番1地上 市区田井島三田416番1地上 市区田416年 市	15-697	第8号線	南区田井島三丁目310番1地先	23. 2	137.7
第9号線 南区田井島三丁目449番地先 10.3 15-699 第10号線 南区田井島三丁目486番1地先 10.3 15-700 第11号線 南区田井島三丁目456番地先 10.6 97.9 15-701 第12号線 南区田井島三丁目478番地先 10.6 97.9 15-701 第12号線 南区田井島三丁目479番地先 10.4 115.9 15-702 田井島3丁目 第13号線 南区田井島三丁目479番地先 10.7 125.8 15-703 良町1丁目第 2号線 南区田井島三丁目186番3地先 10.7 125.8 15-704 第四月井島三丁目185番4地先 10.7 125.8 15-705 田井島3丁目 第区良町一丁目193番3地先 10.3 94.2 15-706 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目190番地先 南区田井島三丁目190番地先 南区田井島三丁目190番地先 南区田井島三丁目190番地先 南区田井島三丁目190番地先 南区田井島三丁目393番1地先 11.5 103.8 15-707 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目393番1地先 11.5 103.8 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 10.3 106.0 15-709 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目341番地先 10.4 77.0 15-709 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目343番地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5	15 600	田井島3丁目	南区田井島三丁目487番1地先	6. 0~	
15-699 第10号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 101.5 市区田井島三丁目456番地先 10.6 97.9 市区田井島三丁目457番地先 10.6 97.9 10.6	15-698	第9号線	南区田井島三丁目449番地先	10.3	84.0
# 1 0 5線 南区田井島三丁目 4 5 6 番地先 1 0 . 3 1 5 - 7 0 0 田井島 3 丁目 第1 1 号線 南区田井島三丁目 4 8 2 番1 地先 前区田井島三丁目 4 5 7 番地先 1 0 . 6 9 7 . 9 1 5 - 7 0 1 田井島 3 丁目 南区田井島三丁目 4 7 8 番地先 1 0 . 4 1 1 5 . 9 1 5 - 7 0 2 田井島 3 丁目 南区田井島三丁目 4 6 4 番地先 1 0 . 7 1 2 5 . 8 1 5 - 7 0 3 田井島 3 丁目 南区田井島三丁目 1 8 6 番3 地先 1 0 . 7 1 2 5 . 8 1 5 - 7 0 4 良町1 丁目 第 2 号線 南区田井島三丁目 1 8 5 番4 地先 1 0 . 3 1 2 4 . 5 1 5 - 7 0 4 良町1 丁目 第 4 番地先 1 0 . 3 9 4 . 2 1 5 - 7 0 5 田井島 3 丁目 南区田井島三丁目 1 9 0 番地先 8 . 5 ~ 1 7 4 . 0 1 5 - 7 0 6 田井島 3 丁目 南区田井島三丁目 3 9 3 番1 地先 1 0 . 3 1 0 6 . 0 1 5 - 7 0 7 田井島 3 丁目 第 1 4 5 8 8 番地先 1 0 . 3 1 0 6 . 0 1 5 - 7 0 8 田井島 3 丁目 第 1 6 5 8 8 8 世先 1 0 . 3 1 0 6 . 0 1 5 - 7 0 8 田井島 3 丁目 第 1 6 5 8 8 8 世先 1 0 . 4 1 0 . 3 1 0 6 . 0 1 5 - 7 0 9 田井島 3 丁目 第 1 5 5 8 8 8 世先 1 0 . 4 1 0 . 4 1 0 . 5 1 5 - 7 0 9 田井島 3 丁目 第 1 6 5 8 8 8 世先 1 0 . 4 1 0 . 6 1 7 9 . 5 1 5 - 7 0 9 田井島 3 丁目 第 1 6 5 8 8 8 8 世先 1 0 . 6 1 7 9 . 5 1 5 - 7 0 9 田井島 3 丁目 第 1 6 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	15-600	田井島3丁目	南区田井島三丁目486番1地先	6. 0~	101 5
15-700 第11号線 南区田井島三丁目457番地先 10.6 97.9 15-701 田井島3丁目 第12号線 南区田井島三丁目478番地先 10.4 115.9 15-702 田井島3丁目 第12号線 南区田井島三丁目479番地先 10.7 125.8 15-703 田井島3丁目 南区田井島三丁目186番3地先 10.7 125.8 15-704 良町1丁目第 南区東町一丁目193番3地先 11.3 124.5 15-705 田井島3丁目 南区田井島三丁目193番1地先 10.3 94.2 15-706 田井島3丁目 南区田井島三丁目190番地先 8.5 8.9 174.0 15-707 田井島3丁目 南区田井島三丁目456番地先 10.3 103.8 15-708 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目393番1地先 5.9 103.8 15-708 田井島3丁目 第1日井島三丁目456番地先 10.3 106.0 15-709 田井島3丁目 第1日393番1地先 10.4 77.0 15-709 田井島3丁目 第1日343番地先 3.0 179.5 15-709 田井島3丁目 第1日井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第1日井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第1日井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島3丁目448番3地先 10.6 179.5	15-699	第10号線	南区田井島三丁目 4 5 6 番地先	10.3	101. 5
第11号線 南区田井島三丁目457番地先 10.6 15-701 田井島3丁目 南区田井島三丁目478番地先 10.4 115.9 15-702 田井島3丁目 南区田井島三丁目479番地先 10.7 125.8 15-703 田井島3丁目 南区田井島三丁目464番地先 10.7 125.8 15-703 田井島3丁目 南区田井島三丁目186番3地先 4.6~ 11.3 124.5 15-704 良町1丁目第 南区良町一丁目193番3地先 10.3 94.2 15-705 田井島3丁目 南区田井島三丁目190番地先 南区良町一丁目193番1地先 10.3 174.0 15-706 田井島3丁目 南区田井島三丁目393番1地先 5.9~ 174.0 15-707 田井島3丁目 南区田井島三丁目393番1地先 5.9~ 11.5 103.8 15-708 田井島3丁目 南区田井島三丁目456番地先 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁日 南区田井島三丁目412番2地先 10.4 77.0 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目416番1地先 10.4 77.0 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目418番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 中島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日48番3世先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日48番3世先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日 日本日48番3地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁日448番3地先 10.6 179.5 179.5 15-709 田井島3丁日448番3地先 10.6 179.5 179	15 700	田井島3丁目	南区田井島三丁目482番1地先	6. 0~	0.7.0
15-701 第12号線 南区田井島三丁目478番地先 10.4 115.9 15-702 田井島3丁目 第13号線 南区田井島三丁目479番地先 6.0~ 10.7 15-703 田井島3丁目 東町1丁目第 2号線 南区自町一丁目185番4地先 11.3 124.5 15-704 良町1丁目 第4号線 南区自町一丁目193番3地先 6.0~ 10.3 94.2 15-705 田井島3丁目 東町1丁目第 3号線 南区自町一丁目193番1地先 10.3 94.2 15-706 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目190番地先 東区自町一丁目194番地先 8.5~ 8.9 174.0 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目393番1地先 市区田井島三丁目395番1地先 11.5 103.8 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 106.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 南区田井島三丁目411番地先 10.4 77.0 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 東区田井島三丁目416番1地先 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5	15-700	第11号線	南区田井島三丁目 4 5 7 番地先	10.6	97. 9
第12号線 南区田井島三丁目478番地先 10.4 15-702 田井島3丁目 第13号線 南区田井島三丁目479番地先 南区田井島三丁目464番地先 10.7 6.0~ 10.7 15-703 田井島3丁目 良町1丁目第 2号線 南区良町一丁目186番3地先 南区良町一丁目193番3地先 南区良町一丁目193番1地先 10.3 4.6~ 10.3 15-704 農町1丁目 第4号線 南区良町一丁目193番1地先 10.3 8.5~ 8.9 15-705 田井島3丁目 東190番地先 南区良町一丁目194番地先 南区田井島三丁目393番1地先 南区田井島三丁目393番1地先 南区田井島三丁目395番1地先 11.5 5.9~ 103.8 15-706 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 6.0~ 10.3 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 6.0~ 10.3 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 10.6 3.0~ 17.0 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 10.6 15-709 田井島3丁目 前区田井島三丁目418番3地先 10.6 10.6 179.5	15-701	田井島3丁目	南区田井島三丁目480番1地先	6. 0~	115.9
15-702 第13号線 南区田井島三丁目464番地先 10.7 125.8 15-703 田井島3丁目 良町1丁目第 2号線 南区良町一丁目186番3地先 4.6~ 11.3 124.5 15-704 良町1丁目 第4号線 南区良町一丁目193番3地先 6.0~ 10.3 94.2 15-705 田井島3丁目 良町1丁目第3号線 南区田井島三丁目190番地先 8.5~ 8.9 174.0 15-706 田井島3丁目第1号4号線 南区田井島三丁目393番1地先 5.9~ 11.5 103.8 15-707 田井島3丁目第1号456番地先 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目第1号412番2地先 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目第1号411番地先 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目第5号線 南区田井島三丁目343番地先 3.0~ 179.5 15-709 田井島3丁目第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 6.0~ 263.1	13-701	第12号線	南区田井島三丁目478番地先	10.4	
第13号線 南区田井島三丁目464番地先 10.7 田井島3丁目 良町1丁目第 2号線 南区良町一丁目186番3地先 南区良町一丁目193番3地先 南区良町一丁目193番1地先 4.6~ 11.3 124.5 15-704 良町1丁目 第4号線 南区良町一丁目193番1地先 南区良町一丁目194番地先 南区良町一丁目194番地先 8.5~ 8.9 174.0 15-705 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目393番1地先 南区田井島三丁目393番1地先 南区田井島三丁目395番1地先 南区田井島三丁目395番1地先 5.9~ 11.5 103.8 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 南区田井島三丁目412番2地先 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 南区田井島三丁目411番地先 8.0~ 10.4 77.0 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第5日標 南区田井島三丁目448番3地先 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 10.6 263.1	15-702		南区田井島三丁目479番地先	6. 0~	125.8
15-703 良町1丁目第 2号線 相区良町一丁目185番4地先 11.3 124.5 15-704 良町1丁目 第4号線 南区良町一丁目193番3地先	10 102		南区田井島三丁目464番地先	10.7	
2号線 南区良町一丁目185番4地先 11.3 15-704 良町1丁目 第4号線 南区良町一丁目193番3地先 有区良町一丁目193番1地先 10.3 6.0~ 10.3 15-705 田井島3丁目 良町1丁目第3号線 南区田井島三丁目190番地先 有区田井島三丁目194番地先 8.5~ 8.9 174.0 15-706 田井島3丁目 第14号線 有区田井島三丁目393番1地先 有区田井島三丁目395番1地先 有区田井島三丁目395番1地先 11.5 5.9~ 11.5 103.8 15-707 田井島3丁目 第15号線 有区田井島三丁目456番地先 有区田井島三丁目412番2地先 10.3 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 有区田井島三丁目343番地先 有区田井島三丁目343番地先 有区田井島三丁目343番地先 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 有区田井島三丁目416番1地先 有区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 有区田井島三丁目448番3地先 有区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 263.1	15 500	良町1丁目第	南区田井島三丁目186番3地先	4. 6∼	124.5
15-704 第4号線 南区良町一丁目193番1地先 10.3 94.2 15-705 田井島3丁目良町1丁目第3号線 南区田井島三丁目190番地先南区町一丁目194番地先 8.5~8.9 174.0 15-706 田井島3丁目第14号線 南区田井島三丁目393番1地先南区田井島三丁目395番1地先南区田井島三丁目395番1地先市区田井島三丁目456番地先南区田井島三丁目456番地先南区田井島三丁目412番2地先市区田井島三丁目412番2地先市区田井島三丁目412番2地先市区田井島三丁目412番2地先市区田井島三丁目411番地先市区田井島三丁目411番地先市区田井島三丁目411番地先市区田井島三丁目411番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目343番地先市区田井島三丁目448番3地先市区田村田田村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	15-703		南区良町一丁目185番4地先	11. 3	
第4号線 南区良町一丁目193番1地先 10.3 15-705 田井島3丁目良町1丁目第3号線 南区良町一丁目190番地先	15-704		南区良町一丁目193番3地先	6. 0~	94. 2
15-705 良町1丁目第 3号線	15-704		南区良町一丁目193番1地先	10.3	
3号線 南区良町一丁目194番地先 8.9 15-706 田井島3丁目 第14号線 南区田井島三丁目393番1地先 11.5 5.9~ 103.8 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 8.0~ 10.4 77.0 15-709 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目343番地先 10.4 3.0~ 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 6.0~ 263.1	1.5. 7.0.5		南区田井島三丁目190番地先	8. 5~	174.0
15-706 田井島3 丁目 第14号線 南区田井島三丁目395番1地先 11.5 103.8 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 10.3 6.0~ 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 10.4 8.0~ 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 10.4 3.0~ 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目448番3地先 10.6 6.0~ 263.1	15-705		南区良町一丁目194番地先	8. 9	
第14号線 南区田井島三丁目395番1地先 11.5 15-707 田井島3丁目 第15号線 南区田井島三丁目456番地先 南区田井島三丁目412番2地先 6.0~ 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 南区田井島三丁目411番地先 8.0~ 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目448番3地先 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 263.1	15 700	田井島3丁目	南区田井島三丁目393番1地先	5. 9~	103.8
15-707 開刊副37日 第15号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 106.0 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 南区田井島三丁目411番地先 8.0~ 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目448番3地先 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 263.1	15-706		南区田井島三丁目395番1地先	11.5	
第15号線 南区田井島三丁目412番2地先 10.3 15-708 田井島3丁目 第16号線 南区田井島三丁目388番地先 8.0~ 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目411番地先 3.0~ 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 15-709 第15日42	15 707	田井島3丁目	南区田井島三丁目 4 5 6 番地先	6. 0~	106.0
15-708 第16号線 南区田井島三丁目411番地先 10.4 77.0 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 南区田井島三丁目416番1地先 3.0~ 10.6 179.5 15-709 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 263.1	15-707	第15号線	南区田井島三丁目412番2地先	10.3	
第16号線 南区田井島三丁目411番地先 10.4 15-99 田井島3丁目 第5号線 南区田井島三丁目343番地先 3.0~ 10.6 市区田井島三丁目416番1地先 10.6 市区田井島三丁目416番1地先 6.0~ 15-709 田井島3丁目 第15-709 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 15-709 第15-709	15-709	田井島3丁目	南区田井島三丁目388番地先	8. 0~	77. 0
15-99 第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 179.5 南区田井島三丁目416番1地先 6.0~ 263.1	15-708	第16号線	南区田井島三丁目411番地先	10.4	
第5号線 南区田井島三丁目416番1地先 10.6 田井島3丁目 南区田井島三丁目448番3地先 6.0~ 263.1	15-99	田井島3丁目	南区田井島三丁目343番地先	3. 0~	179 5
15-709	10 33	第5号線	南区田井島三丁目416番1地先	10.6	113.0
	15-709	田井島3丁目	南区田井島三丁目448番3地先	6. 0~	262 1
771 777	15-709	第17号線	南区田井島三丁目385番1地先	8. 5	200. I

	1		1	T
15-710	田井島3丁目 第18号線	南区田井島三丁目388番地先	6.0~	149.3
10 /10		南区田井島三丁目385番1地先	10.3	140.0
15 711	田井島3丁目	南区田井島三丁目320番地先	5. 9~	66. 2
15-711	第19号線	南区田井島三丁目 3 2 1 番地先	10.3	00. 2
15-712	田井島3丁目	南区田井島三丁目312番3地先	6. 0~	83. 2
13-712	第20号線	南区田井島三丁目319番地先	10.3	00. 2
15-713	田井島3丁目	南区田井島三丁目310番1地先	6. 0~	224.4
13-713	第21号線	南区田井島三丁目319番地先	21. 2	224.4
15 714	田井島3丁目	南区田井島三丁目312番1地先	6. 0~	.
15 - 714	良町1丁目第 4号線	南区良町一丁目203番地先	10.3	50.6
	田井島3丁目	南区田井島三丁目309番1地先	6. 0~	
15-715	良町1丁目第 5号線	南区良町一丁目209番1地先	10. 3	162.6
15-716	田井島3丁目	南区田井島三丁目307・308番地先	6. 0~	7.9. 0
15-716	第22号線	南区田井島三丁目306番地先	10.3	78. 0
	田井島3丁目 良町1丁目第 6号線	南区田井島三丁目307・308番地先	6. 0~ 10. 3	
15-717		南区良町一丁目215番1地先		132.8
	田井島3丁目	南区田井島三丁目305番地先	6. 0~	
15-718	良町1丁目第 7号線	南区良町一丁目216番地先	6. 0	170.3
15 710	良町1丁目第	南区良町一丁目228番地先	6. 0~	100.0
15-719	5号線	南区良町一丁目217番地先	10.3	130.8
	田井島3丁目	南区田井島三丁目306番地先	6. 0~	
15-720	良町1丁目第 8号線	南区良町一丁目217番地先	10.3	212.7
15 701	良町1丁目第	南区良町一丁目227番地先	6. 0~	2.5
15-721	6号線	南区良町一丁目233番1地先	10.3	35.9
15 700	田井島3丁目	南区田井島三丁目301番3地先	6. 0~	110.0
15-722	第23号線	南区田井島三丁目297番1地先	11. 0	118.9
15 799	田井島3丁目	南区田井島三丁目304番1地先	6. 0~	25 6
15-723	第24号線	南区田井島三丁目305番地先	10.3	35.6
1.5.50:	田井島3丁目	南区田井島三丁目287番地先	6. 0~	100
15-724	良町1丁目第 9号線	南区良町一丁目237番1地先	10.8	492.3

15-725	田井島3丁目	南区田井島三丁目293番地先	6. 0~	98.8
15-725	第25号線	南区田井島三丁目290番地先	10.3	
15-726	田井島3丁目	南区田井島三丁目289番地先	6. 0~	97. 2
13-720	第26号線	南区田井島三丁目290番地先	10.3	91. 2
15-727	田井島3丁目第27号線	南区田井島三丁目273番地先	6. 0~	410.7
10 727		南区田井島三丁目310番2地先	11. 0	410.7
15-728	田井島3丁目第28号線	南区田井島三丁目283番地先	6. 0~	95. 2
13-728		南区田井島三丁目279番1地先	10.3	90. 2
15-729	田井島3丁目第29号線	南区田井島三丁目264番3地先	6. 0~	203.1
		南区田井島三丁目281番1地先	9. 1	

告 示 第 7 0 9 号 平成26年10月7日

市道の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山 政史

整理番号	路線名	起点
正注曲勺	<u></u> 山 が、1	終点
9-1064	楡木2丁目第2号	北区楡木二丁目1535番9地先
9-1004	線	北区楡木二丁目1535番14地先
10-801	龍田8丁目第3号	北区龍田八丁目1166番13地先
10-801	線	北区龍田八丁目1167番26地先
10 1100	月出3丁目第4号線	東区月出三丁目2432番532地先
12-1126		東区月出三丁目2432番531地先
12-1127	佐土原2丁目第2 号線	東区佐土原二丁目387番14地先
12-1127		東区佐土原二丁目387番18地先
12-1128	佐土原2丁目第3	東区佐土原二丁目508番4地先
12-1128	号線	東区佐土原二丁目508番9地先
12 420	桜木6丁目第6号	東区桜木六丁目339番1地先
13-480	線	東区桜木六丁目339番18地先
14-148	手 宫笠 1 7 县绰	東区画図町大字重富956番3地先
	重富第17号線	東区画図町大字重富948番1地先
-		

16-148	南高江6丁目第2	南区南高江六丁目277番1地先
	号線	南区南高江六丁目275番1地先
17-20	上ノ郷2丁目第3	南区上ノ郷二丁目188番1地先
	号線	南区上ノ郷二丁目191番地先
17-78	野口3丁目第1号	南区野口三丁目1202番地先
17 70	線	南区野口三丁目1143番4地先
17-496	野口3丁目第3号	南区野口三丁目1140番1地先
17 430	線	南区野口三丁目984番地先
17-497	野口3丁目第4号	南区野口三丁目1212番1地先
11 491	線	南区野口三丁目1213番5地先
17-498	野口3丁目第5号	南区野口三丁目1154番5地先
17-496	線	南区野口三丁目1154番9地先
17-499	野口3丁目第6号線	南区野口三丁目1150番9地先
17-499		南区野口三丁目1150番5地先
22-160	中島町第39号線	西区中島町769番2地先
22-100		西区中島町767番6地先
23-880	長嶺東2丁目第1	東区長嶺東二丁目1735番9地先
23 880	3号線	東区長嶺東二丁目1735番1地先
23-881	小山5丁目第3号 線	東区小山五丁目1105番2地先
23-881		東区小山五丁目1107番1地先
7-527	島崎4丁目第20	西区島崎4丁目273番1地先
1-521	号線	西区島崎4丁目273番4地先
16 910	元三町2丁目第1	南区元三町二丁目153番6地先
16-310	号線	南区元三町二丁目1939番地先
99 000	長嶺西3丁目第1	東区長嶺西三丁目2693番1地先
23-882	号線	東区長嶺西三丁目2660番2地先
99 000	戸島西4丁目第6	東区戸島西四丁目3197番3地先
23-883	号線	東区戸島西四丁目3197番5地先
9-1065	龍田3丁目第1号	北区龍田三丁目2531番261地先
9-1065	線	北区龍田三丁目2393番地先

供用開始の期日 平成26年10月7日

告示第711号

平成26年10月9日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日平成26年10月9日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 183台

告 示 第 7 1 2 号 平成 2 6 年 1 0 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日平成26年10月9日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 168台

告示第713号

平成26年10月9日

平成26年度介護保険料納付通知書(普通徴収)の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し 出により交付する。

熊本市長 幸山 政史

年 度	料目	期別	納期限	備考
平成26年度	介護保険料	9月期	平成26年10月31日	公示送達者
		10月期	平成26年10月31日	9人
		11月期	平成26年12月1日	(登載省略)
		12月期	平成27年1月5日	
		1月期	平成27年2月2日	
		2月期	平成27年3月2日	
		3月期	平成27年3月31日	

告 示 第 7 1 4 号 平成26年10月10日

平成26年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名(登載省略)
平成26	市県民税	3期4期	平成26年10月31日 平成27年2月2日	11人

告示第715号

平成26年10月10日

熊本市放置自動車防止条例(平成14年条例30号)第15条第1項第3号の規定により、次の放置自動車を市が移動し保管したので告示する。

この自動車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをしなければならない。引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求する。

熊本市長 幸山 政史

1	放置場所	熊本市東区帯山七丁目 7 6 4番地 (帯山七丁目まちの広場)				
		メーカー 車名	種別	塗色	自動車登録番 号標等	車台番号
2	放置自動車の形状等	トヨタ	小型 ステーション ワゴン	ゴールド	熊本501 ま86-18	SR40— 026042
3	移動・保管日時	平成26年10月10日 14時頃				
4	保管場所	熊本市東区佐土原三丁目1番65号 (熊本市東部土木センター 佐土原事務所)				
5	連絡先	熊本市都市建設局 東部土木センター総務課占用班 松村 熊本市東区東町三丁目4-1 電話番号 096-367-7360 (直通)				

告示第716号

平成26年10月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	8月期	296人
	7月期	19人
	6月期	3人
平成25年度	3月期	1人
	2月期	3人
	1月期	1人
	12月期	1人
	11月期	1人
	10月期	1人
	9月期	1人
	8月期	1人
	7月期	2人
平成25年度	6月期	2人
平成24年度	3月期	1人
	2月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年10月20日

告示第717号

平成26年10月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法(平成9年法律 第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び 熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	8月期	112人
	7月期	4人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年10月20日

告示第718号

平成26年10月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出によ

り交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	8月期	13人
	7月期	1人
平成25年度	1月期	1人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年10月20日

告示第719号

平成26年10月10日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
4370110	小規模デイサービス フクシア 熊本市南区良町五丁目11番12号	株式会社フクシア 熊本市南区良町五丁目11番12号 代表取締役 村田 和彦	平成26年 10月8日	通所介護
4370110	小規模デイサービス フクシア 熊本市南区良町五丁目11番12号	株式会社フクシア 熊本市南区良町五丁目11番12号 代表取締役 村田 和彦	平成26年 10月8日	介護予防通所介護

告示第720号

平成26年10月14日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5 4条第2項の規定に基づき指定した指定自立支援医療機関の告示について、次のとおり修正があった ので告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

(誤)

医療機関名	所在地	担当する医療の種類	主担当医師 · 薬剤師名	指定年月日
		(略)	ı	
訪問看護ステー ションすなとり	熊本市中央区神水一丁 目14-41	訪問看護	_	平成26年10月1日
(以下略)				

(IE)

(11.)					
医最挑胆友	所在地	担当する医	主担当医	1400年11月	
医療機関名	7月1土地	療の種類	師·薬剤師名	指定年月日	
		(略)			
訪問看護ステー	熊本市中央区神水一丁	訪問看護	_	平成26年10月1日	
ションすなとり	目21-16	17月1月1号		一种,成20年10月1日	
(以下略)					

公 告

公 告 第 6 9 5 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区野口三丁目1138番、1139番、1140番1、1215番1、1215番2、 1216番1、1217番1及び水路、市道

2, 408. 00平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区水前寺六丁目50番19号 ファミリーステージ株式会社

代表取締役 加藤 龍也

熊本市東区長嶺南八丁目11番40号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

公 告 第 6 9 6 号 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区土河原町字銭町461番、462番、463番2、464番、465番 1,992.88平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区平成三丁目16番27号 株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

公告第698号

平成26年10月2日

熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)第22条の規定に基づき、次のように都市公園の 区域変更をするので公告する。 都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部十木センター総務課において一般の縦覧 に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称 (公園種別・緑地)	位	置	区域	面積(m²)
白川右岸緑地	熊本市中央区南千反畑町500番1外		別紙のとおり	10, 383 m²

(別図略)

区域変更の内容

自転車歩行者専用道路整備に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日

平成26年10月2日

公告第699号

平成26年10月3日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があった ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、 当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ いて意見を有する者は、平成27年2月3日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ北熊本店 熊本市北区大窪一丁目1番17号
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 2, 467 m²

(変更後) 6, 068 m²

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場No.1 建物敷地西側 13台 駐車場No. 2 建物敷地北側 4台 駐車場No. 3 建物北東側敷地 75台

合計92台

(変更後)

駐車場No. 1 建物北側 8台 駐車場No. 2 建物北東側敷地 80台 駐車場No. 3 建物南側 16台 合計104台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 施設なし

(変更後) 建物北西側 17台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物西側 40 m²

(変更後) 建物南側 92 m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物北東側敷地北側 49 m³

(変更後) 建物南東側

30.30 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所 建物西側、建物北側及び建物北東敷地西側

(変更後) 2箇所 建物北西側、建物南西側

3 変更する年月日

平成27年5月30日

4 変更する理由

近隣商圏内での同業他社出店に対し商品構成を充実させる必要があり、新規敷地の取得及び既存建物を解体(一部)・新設し店舗面積の増床を図り販売競争力を付加するため

5 届出年月日

平成26年9月29日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働 局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成26年10月3日から平成27年2月3日まで

公告第700号

平成26年10月3日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区広木町93番1、93番4、93番5、108番、109番、110番、120番、

121番1、121番2、121番3及び里道

3,043.30平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区京塚本町48番34号

株式会社 環境都市開発

代表取締役 林 裕之

公告第701号

平成26年10月3日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本135番、136番、137番、153番及び市道、水路 4、512.83平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3

有限会社 ジョイント 代表取締役 上村 信敏

公告第702号 平成26年10月3日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市北区梶尾町字出口1379番3、1382番1、1383番1 3,848.29平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市北区明徳町707番地1 社会福祉法人 明徳会 理事 樺嶋 潤一郎

公告第703号

平成26年10月6日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定に基づき、平成25 年度熊本市決算における財政の健全性に関する比率及び資金不足比率について公表する。

熊本市長 幸 山 政 史

健全化判断比率

(単位:%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	_	11. 25	20.00
連結実質赤字比率	_	16. 25	30. 00
実質公債費比率	10.6	25. 0	35. 0
将来負担比率	122. 5	400.0	

資金不足比率

(単位:%)

	区 分	資金不足比率	経営健全化基準
	病院事業会計	_	
法適	水道事業会計	_	
法適用企業	工業用水道事業会計	_	
兼	下水道事業会計	_	90.0
	交通事業会計	100. 4	20.0
柒	食肉センター会計	_	
法非適用企業	農業集落排水事業会計	_	
業	食品工業団地用地会計	_	

公 告 第 7 0 4 号 平成 2 6 年 1 0 月 6 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区戸島三丁目3842番1、3842番11 338.56平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区小山二丁目 氏名 登載省略

公 告 第 7 2 1 号 平成 2 6 年 1 0 月 9 日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を 開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番号	公 園 名	位. 但.
2 • 6 6 9	戸島西四丁目第四公園	東区戸島西四丁目3151番12外
2 • 6 7 0	小山三丁目南公園	東区小山三丁目551番17外
2 • 6 7 1	戸島西六丁目公園	東区戸島西六丁目2985番5外
2 • 6 7 2	戸島西四丁目第五公園	東区戸島西四丁目3551番8
2 • 6 7 3	長嶺南七丁目西公園	東区長嶺南七丁目1795番15

2 供用開始の期日

平成26年10月9日

公告第722号 平成26年10月9日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市西区蓮台寺三丁目1075番1,1078番1,1079番1 2,390.86平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 宇城市松橋町久具61番地5 株式会社 スローライフ芳寿会 代表取締役 田端 誠四郎

公 告 第 7 2 5 号 平成26年10月10日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町塚原字西水島1322番3、1323番3 1,687.51平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区城南町塚原1901番地 真言寺

代表役員 村端 宏映

公 告 第 7 2 6 号 平成26年10月10日

「熊本市幼児教育・保育施設整備計画」に基づく平成26年度分の保育所設置認可協議に係る募集地域、設置認可保育所数及び募集要領について次のとおり定めたので、公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

(募集地域及び設置認可保育所数)

- 1 保育所設置認可予定地は以下の小学校区とし、保育所の定員は90人以上、設置認可保育所数は最大3ヶ所までとする。
 - (1) 中央区(壺川、城東、慶徳、一新、五福、向山、本荘、春竹、碩台、黒髪、白川、大江、白山、出水、出水南、砂取校区)
 - (2) 東区(尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、西原、託麻西、月出、託麻東、託麻北、託麻南、長嶺 校区)
 - (3) 西区(古町、春日、白坪校区)
 - (4) 南区(富合、御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、杉上、隈庄、豊田校区
 - (5) 北区(龍田、武蔵、弓削校区)

※田迎西は田迎校区、力合西は力合校区に含む

(応募資格)

- 2 平成26年度分の保育所設置認可協議に応募できる者は次の各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) 市町村税の滞納がないもの
 - (2) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げるものでないこと
 - ※ 社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人・日本赤十字社 以外の場合は、園舎の整備に係る補助金の対象外

(協議書配布期間及び提出期限)

- 3 平成26年度分の保育所設置認可協議に応募する者は、協議に要する関係書類に必要事項を記入 し、以下の期間に熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課に提出しなければならない。
 - (1) 協議書提出期間

平成26年10月8日 (水) から平成26年11月4日 (火) まで (土曜、日曜、祝祭日は除く)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

なお、協議書の配布は、平成26年10月8日(水)から平成26年11月4日(火)午後5時まで(土曜、日曜、祝祭日は除く)とする。

(3) 協議書配布並びに協議書受付場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所健康福祉子ども局保育幼稚園課

TEL 096-328-2568

FAX 096-352-2338

(認可の決定並びに通知)

4 「熊本市幼児教育・保育施設整備計画」「熊本市児童福祉施設施設整備審査基準」及び法令等に合致したものについて、熊本市社会福祉施設整備審査会で決定し、保育所設置認可協議に応募した者に対して審査の結果を通知する。

公告第737号

平成26年10月15日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、平成26年度 熊本市農用地利用集積計画第7号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第738号

平成26年10月15日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 公売財産の種類 動産
- 2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却			
区分	品名	見積価額	公売保証金
番号			
	トリートメント		
1	ランポス プロスキュール サマーシトラストリートメント	500円	0円
	SB 2本		

全て代金納付時の現況有姿による

- 3 公売方法 せり売り
- 4 公売参加申込期間 平成26年11月5日 (水) 午後1時から

平成26年11月18日 (火) 午後11時まで

5 せり売り期間 平成26年11月25日(火)午後1時から

平成26年11月27日(木)午後11時まで

- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年11月28日(金)午前10時
 - (2) 場所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成26年12月5日(金)午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の 停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は買受人となることができない。
- 10 その外の公売要件

- (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第 1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできない。
- (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者(以下、「入札者等」という。) は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が30万円以下の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者) 名義のクレジットカード(アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く)で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付(公売保証金が50万円以下の場合に限る)、郵便為替(発行の日から起算し、175日を経過していないもの)の送付、又は現金(熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して8日を経過していないもの)に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においてはYAHOO! JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を 提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本 市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公 売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行 機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保 管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産(電話加入権など)の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所2階財政局納税課(9番窓口)で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権 等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊 本市役所納税課まで申し出ること。

交 通 局

交通局規程第18号 平成26年10月1日

熊本市電ICカード取扱規程の一部の施行期日を定める規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市電ICカード取扱規程の一部の施行期日を定める規程

熊本市電ICカード取扱規程(平成26年交通局規程第1号)附則第1項ただし書に掲げる規定の施行日は、平成26年10月1日とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局

上下水道局告示第67号 平成26年10月1日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成26年10月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の 縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成26年10月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区

東区戸島西一丁目、東区戸島西三丁目、東区戸島西五丁目、東区画図町大字重富及び東区佐土原三丁目の各一部

- (2) 南部処理区 南区出仲間四丁目の一部
- (3) 西部処理区 西区上高橋一丁目及び南区八分字町の各一部
- (4) 富合処理区 南区富合町清藤及び南区富合町廻江の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区 東区秋津町秋田536番 東部浄化センター
 - (2) 南部処理区 南区元三町四丁目1番1号 南部浄化センター
 - (3) 西部処理区

西区沖新町4944番3号 西部浄化センター

(4) 富合処理区

宇土市高柳町138 宇土終末処理場

上下水道局告示第68号

平成26年10月1日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第722号	熊本市東区山ノ内四丁目1番69号 有限会社巧建 代表取締役 山下 篤	平成26年9月9日

上下水道局告示第69号

平成26年10月1日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号) 第13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日	
1日7年7		異動事由	
第512号	熊本市東区小山七丁目 5 番 東西管工 代表者 上島 富康	平成26年9月9日	
		営業所の移転	

上下水道局告示第70号

平成26年10月1日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日

熊本市南区富合町廻江618番地10第723号株式会社相富設備工業代表取締役 西坂 勝也
平成26年9月22日

上下水道局告示第71号 平成26年10月1日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第769号	熊本市東区桜木一丁目7番23号 株式会社榊住設 代表取締役 榊 道茂	平成26年9月26日

上下水道局告示第72号 平成26年10月1日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号) 第13条第2項第2号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとお り告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日	
1日 上省 夕		異動事由	
第66号	熊本市南区御幸笛田二丁目20番5号 株式会社栄宏設備工業 代表取締役 児安 建典	平成26年9月25日	
		代表者の異動	

病院局

病院局公告第32号 平成26年10月6日

市有地を公売するので、熊本市病院局契約事務取扱規程(平成24年病院局規程第14号)において準用する熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第3条の規定により公告する。

熊本市病院事業管理者 髙 田 明

1 公売物件

所 在 地	地目	地積	
熊本市中央区本山三丁目181番	宅 地	3, 021. 93 m²	

最低壳却価格 207,000,000円

2 契約条項を示す場所

862 - 8505

熊本市東区湖東1丁目1-60

熊本市民病院事務局 経営企画課

電話 096-365-1711 (内線3673)

- 3 公売方法
 - 一般競争入札
- 4 入札参加者の資格

次に掲げる者は、売払地に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の参加資格を有しない。

- (1) 個人及び法人以外の者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 市有地公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員
- (5) 納付すべき市町村民税の滞納がある者
- (6) 熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成21年4月1日制定)第 3条第1号に該当する者
- 5 入札参加申込みの受付期間及び場所

平成26年10月6日(月)から平成26年11月4日(火)まで 午前8時30分から午後5時まで ※土曜・日曜日、祝日は除く

熊本市民病院事務局 経営企画課

6 入札の日時及び場所

平成26年12月5日(金) 午前10時

熊本市民病院 新館4階会議室

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上

- 8 入札の無効
 - (1) 最低売却価格未満及び入札保証金の限度額を超える金額での入札
 - (2) その他、熊本市病院局市有地公売募集要領に定めた入札に関する条件に違反した入札

教育委員会

教 委 公 告 第 1 号 平成26年10月6日

平成26年度熊本市職員採用選考試験(学芸員)を実施するので次のとおり公告する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

以下、登載省略

農業委員会

農委公告第10号平成26年10月2日

熊本市農業委員会総会会議規則(平成24年農委規則第1号)第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成26年10月8日(水)午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
 - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)
 - 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
 - 第4号議案 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (7号)
 - 第6号議案 適格者証明願
 - 第7号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他